

平成 29 年度  
大阪府農業振興地域整備審議会

議案書

農整第2043-7号  
平成30年3月29日

大阪府農業振興地域整備審議会会長 様

大阪府知事

平成29年度大阪府農業振興地域整備審議会について（付議）

標記について、下記議案について審議会に付議します。

記

- ・第1号議案 大阪府農業振興地域の変更
- ・第2号議案 大阪府農業振興地域整備基本方針の変更
- ・第3号議案 部会の設置について

# 第1号議案

## 大阪府農業振興地域の變更

- 變更概要（P. 1）
- 變更予定箇所図（P. 2～P. 3）
- 詳細図（P. 4）

## 第1号議案

### 大阪府農業振興地域の変更

高槻農業振興地域を変更（除外）する。

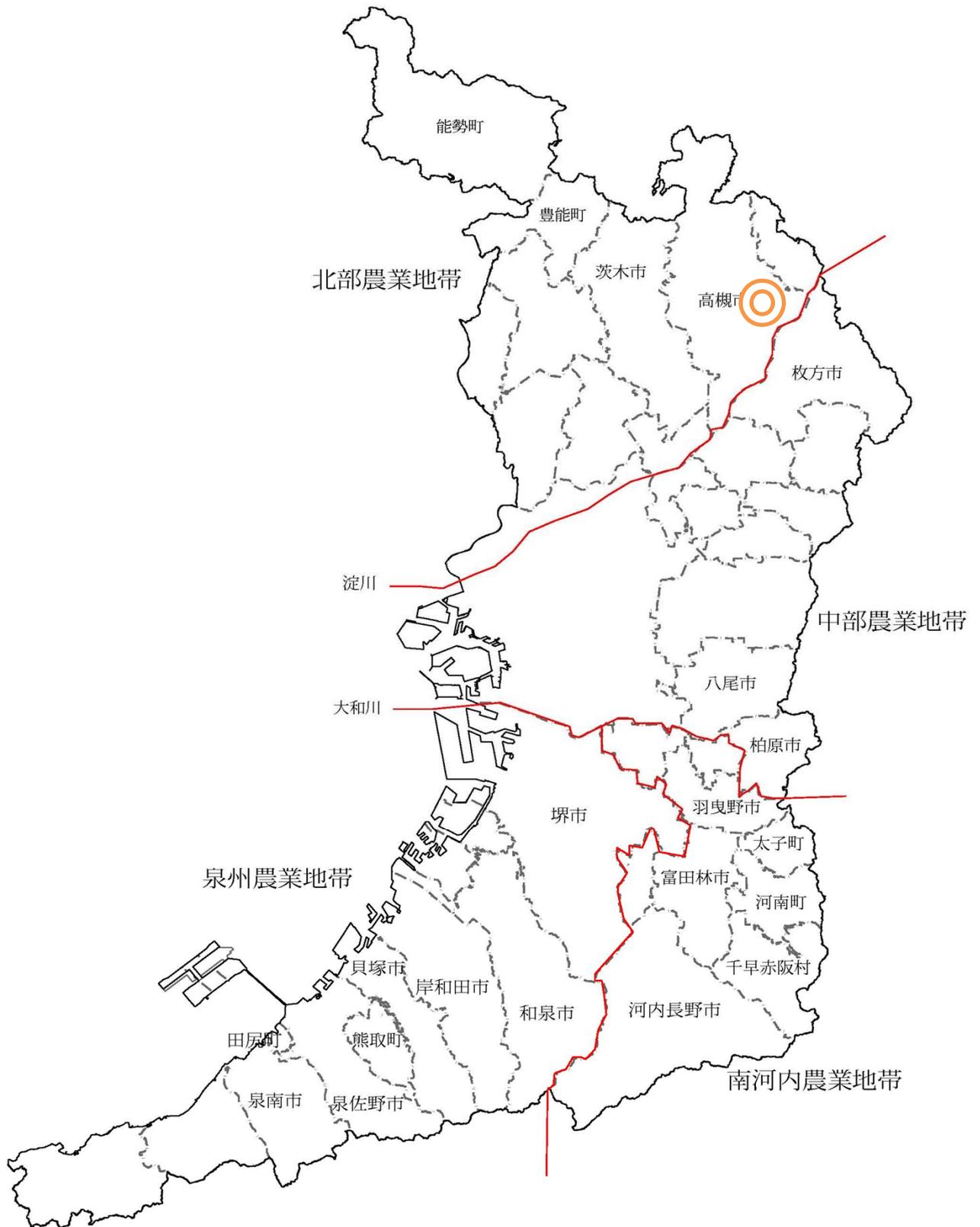
地区名	大字名	変更区分	変更予定面積(ha)	
			農業振興地域	
			うち農用地区域	
高槻	成合東の町 成合南の町	除外	△14.4	0.0

#### <理由>

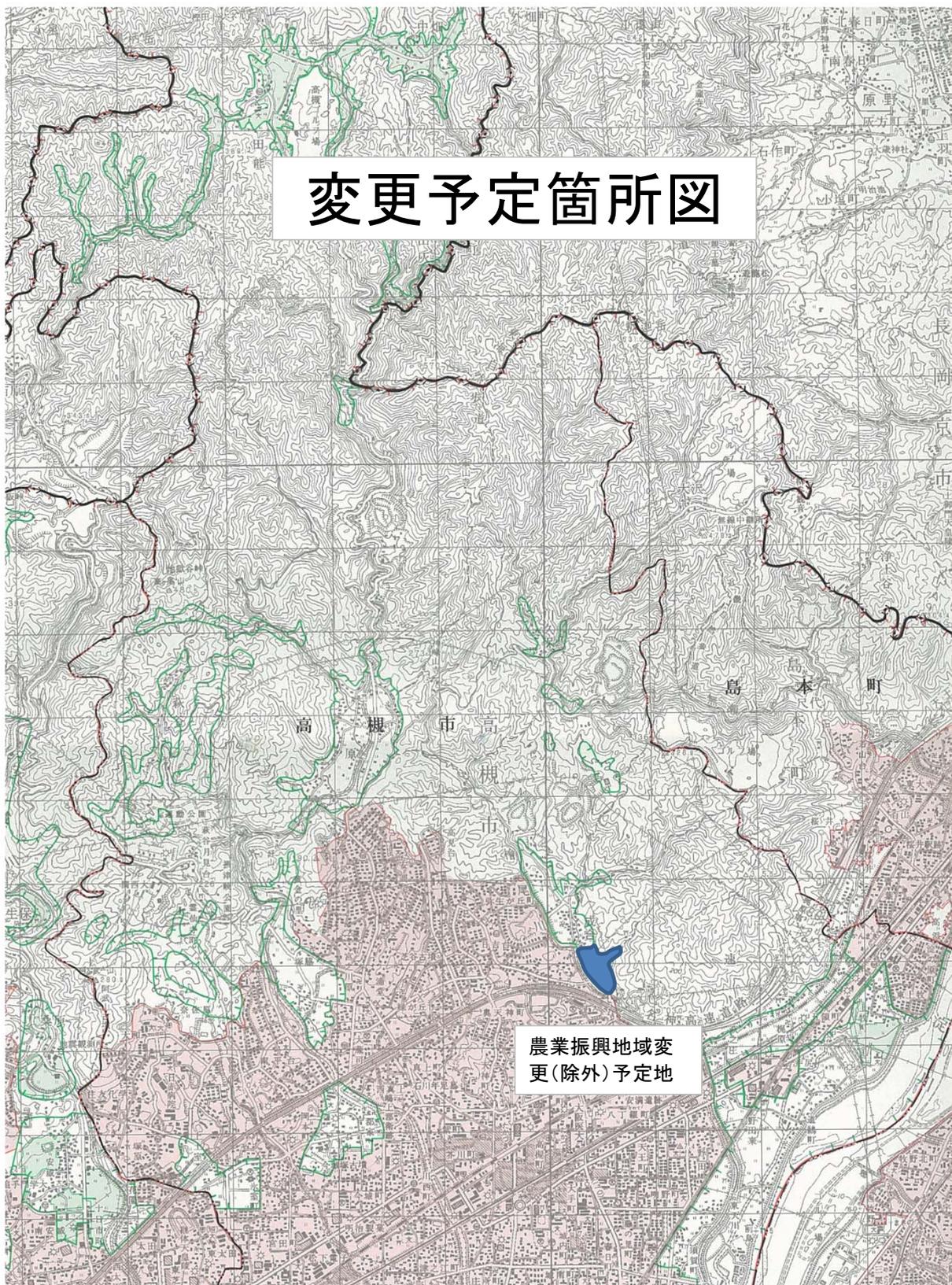
当該区域では、新名神高速道路高槻インターチェンジ直近に位置する立地特性を活かした計画的な市街地の形成を目的に、市街化区域への編入が予定されている。

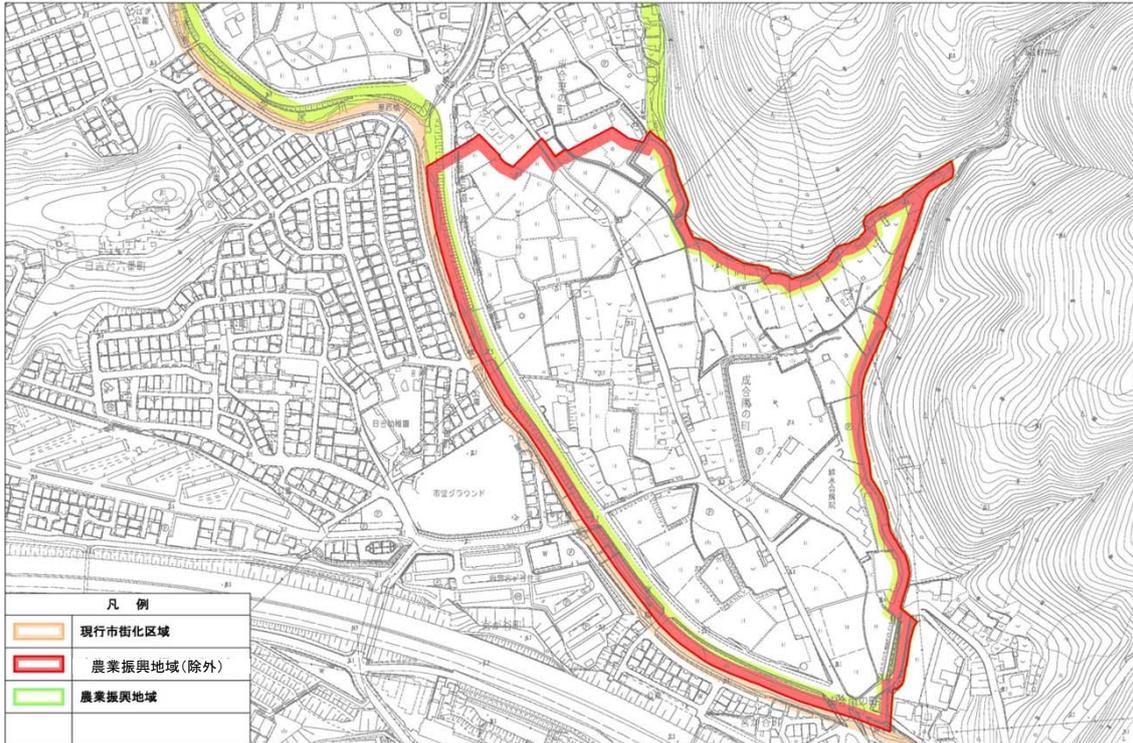
今後、農業の振興を図ることが困難な地域となることが想定されるため、除外を行うもの。

# 農業振興地域変更予定箇所図



# 変更予定箇所図





地区名	大字名	変更区分	変更予定面積(ha)		変更理由
			農業振興地域	うち農用地区域	
高槻	成合東の町	除外	14.4	0.0	当該区域では、新名神高速道路高槻インターチェンジ直近に位置する立地特性を活かした計画的な市街地の形成を目的に、市街化区域への編入が予定されている。 今後、農業の振興を図ることが困難な地域となることが想定されるため、除外を行うもの。
		編入	0.0	0.0	
	成合南の町	解除	14.4	0.0	
	差引	14.4	0.0		

## 第2号議案

# 大阪府農業振興地域整備基本方針の 変更

- 変更案について（P. 1～P. 2）
- 農用地区域内農地面積の目標について（P. 3）
- 新旧対照表（P. 5～P. 50）



# 大阪府農業振興地域整備基本方針の変更について

## I. 大阪府農業振興地域整備基本方針について

○都道府県知事が定める「農業振興地域整備基本方針」は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）に規定された、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「国基本指針」という。）に基づき、農振法第4条の規定により、おおむね10年を見通して定めるものである。平成27年12月、国基本方針が改定されたことに伴い、平成23年1月策定の現基本方針を、農振法第5条の規定により変更するものである。

## II. 現基本方針策定（平成23年1月）以降に制定された主な法律及び計画

- 農地中間管理事業の推進に関する法律の制定（平成25年12月）
  - ・農地中間管理機構による利用集積の推進
- 食料・農業・農村基本計画の改正（平成27年3月）
  - ・食料自給率向上のため、主要品目ごとの生産努力目標を設定
  - ・生産努力目標達成のために必要となる作付面積及び耕作利用率を設定
- 都市農業振興基本法の制定（平成27年4月）
  - ・市街地及びその周辺地域における農業の振興
  - ・都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮

## III. 国基本指針の変更（平成27年12月24日）

- 確保すべき農用地面積
  - ・平成26年：405万ha⇒平成27年：403万ha
  - ※2万ha（0.5%）の減
- 都道府県基本方針の目標面積の設定基準を策定
- 農地中間管理機構による担い手に対する流動化の推進

○地域の特性に応じた農業生産基盤の整備

○荒廃農地の再生活動への支援の推進

#### IV. 府基本方針の変更の要旨

○関係法の改正及び制定によるもののほか、府独自の施策の内容を反映。

・大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例

→大阪版認定農業者制度、農空間保全地域制度

・農地中間管理事業の推進に関する基本方針

→10年後における利用集積目標を25%と設定

○農用地区域内農地面積の目標について（目標年次：平成37年）

・過年度のすう勢より面積減少要素を分析し、今後の減少傾向を推定

→転用、荒廃農地化等（△66ha）

・施策効果による荒廃抑制及び再生・追加面積を推定し、目標面積に反映

→農空間条例及び農地中間管理事業の取り組みによる荒廃農地の発生抑制及び再生、事業実施による農用地区域の追加指定（+42ha）

・平成26年：4,608ha ⇒ 平成37年：4,584ha

※24ha（0.5%）の減 →（別紙参照）

#### <今後のスケジュール>

○**本審議会での審議**

↓

○関係機関との調整、市町村意見照会

↓

○国との協議

↓

○パブリックコメント聴取

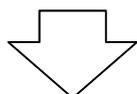
↓

○公報登載、大阪府ホームページでの公開（確定）

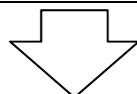
農用地区域内農地面積の目標について（案）

- これまでのすう勢及び今後取り組むべき施策による効果を踏まえ、目標年（平成37年）における農用地区域内の農地面積の目標を設定

平成26年現在の農用地区域内の農地面積	4,608 ha
---------------------	----------



すう勢による減少	減少値
農用地区域からの除外	△ 33 ha
荒廃農地の発生	△ 33 ha
計	△ 66 ha



これまでのすう勢が今後も継続した場合の平成37年時点の農用地区域内の農地面積	4,542 ha
--	----------

	施策効果による増加	増加値	関連施策
	施策の実施等による荒廃農地の発生抑制	+ 13 ha	農空間条例
		+ 11 ha	中間管理事業
	荒廃農地の再生	+ 8 ha	農空間条例
		+ 8 ha	中間管理事業
	事業の実施等による農用地区域への編入	+ 2 ha	ほ場整備事業
計	+ 42 ha		

平成37年の農用地区域内の農地面積目標	4,584 ha
---------------------	----------



## 大阪府農業振興地域整備基本方針（変更案）新旧対照表

新	旧（平成23年1月策定）
<p><b>第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項</b></p> <p>1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方</p> <p>農地は農業生産にとって最も<u>基礎的</u>な資源であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源<sup>が</sup>涵養、<u>自然環境の保全</u>、防災、ヒートアイランド現象の緩和、<u>良好</u>な景観の形成等、多様な公益的機能を<u>適切</u>に発揮させるうえが必要であることから、この貴重な府民の財産である農地を後世に引き継いでいくことが重要である。</p> <p>このため、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（<u>平成27年12月策定</u>、以下「基本指針」という。）」に基づく農地の確保と有効利用をはじめ、大阪府の都市農業の実情に<u>沿った</u>施策を推進するため独自に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年4月施行、以下「都市農業・農空間条例」という。）」や「大阪府新農林水産業振興ビジョン」「新たなおおさか農政アクション」により、農業の担い手の育成・確保をはじめ、農地の確保及び効率的かつ安定的な利用促進、農業生産基盤の整備及び施設の管理体制の強化、新鮮で安全安心な農産物の生産拡大等の実施により、都市農業の推進と農空間の保全と活用を図ることとしている。</p> <p>具体的には、農業振興地域で農用地区域外にある優良な集团的農地については農用地区域の<u>指定を促進</u>することとし、<u>現時点において農用地区域の指定が困難な場合であっても、農地中間管理事業等の活用や、基盤整備事業等</u></p>	<p><b>第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項</b></p> <p>1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方</p> <p>農地は農業生産にとって最も<u>基本的</u>な資源であり、農地の確保と有効利用は国土の保全、水源<sup>が</sup>涵養、防災、ヒートアイランド現象の緩和、優良な景観の形成等からも、<u>都市における多様な公益的機能を発揮させるうえに必要な地域資源</u>であることから、この貴重な府民の財産である農地を後世に引き継いでいくことが重要である。</p> <p>このため、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」に基づく農地の確保と有効利用をはじめ、大阪府の都市農業の実情に即した施策を推進するため独自に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年4月施行、以下「都市農業・農空間条例」という。）」や「大阪府新農林水産業振興ビジョン」により、農業の担い手の育成・確保をはじめ、農地の確保及び効率的かつ安定的な利用促進、農業生産基盤の整備及び施設の管理体制の強化、新鮮で安全安心な農産物の生産拡大等の実施により、都市農業の推進と農空間の保全と活用を図ることとしている。</p> <p>具体的には、農業振興地域で農用地区域外にある優良な集团的農地については農用地区域として<u>設定</u>することとし、<u>速やかな農用地区域の設定が困難な場合であっても、農用地区域への編入の取り組みを積極的かつ継続的に行</u></p>

の導入の検討により、農用地区域の指定拡大に向けた取り組みを積極的かつ継続的に行い、将来に向け、集団的な優良農地確保に努めるものとする。

また、農用地区域からの除外については、市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の達成に支障を及ぼさないよう農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月法律第58号、以下「農振法」という。）の適切な制度運用を通じて抑制を図るとともに、大規模な開発計画等については、今後の農業振興への影響等について関係機関と十分協議を行い、適切な対応を図るものとする。

また、農業振興地域外にある集団的農地については、関係市町村との協議を行うとともに、地域の意向や今後の土地利用の動向等を踏まえたうえで、農業振興地域の新規指定及び拡大に向けた取り組みを積極的に推進する。

## (1) 確保すべき農用地等の面積の目標

### ① 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は平成37年とし、目標設定の基準年は平成26年とする。

### ② 平成37年において確保すべき農用地区域内の農地（耕地）の目標面積

目標面積は、転用を目的とした農用地区域からの除外や荒廃農地の発生など、最近年のすう勢が平成37年まで同様に継続し、農用地区域内農地の面積が減少した場合の農地面積に、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策を通じて農用地等の確保に向けた取り組みの効果を想定して設定する。

府内の基準年の農用地区域内農地面積は4,651ヘクタールで、そのうち荒廃農地を除いた耕地面積は4,608ヘクタールあり、目標年における確保すべき農用地等の面積については、4,584ヘクタール（平成26年か

い、また農用地区域からの除外については、市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の達成に支障を及ぼさないよう農用地区域に係る制度の適切な運用を通じて、抑制を図ること等により、農用地等の確保を図るものとする。

また、農業振興地域外にある集団的農地については、「都市農業・農空間条例」により農空間の保全と活用を図るため農空間保全地域に指定することとする。

## (1) 確保すべき農用地等の面積の目標

### ① 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は平成32年とし、目標設定の基準年は平成21年とする。

### ② 平成32年において確保すべき農用地区域内の農地（耕地）面積の目標

目標面積は、最近年のすう勢が平成32年まで同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や遊休農地の発生により農用地区域内農地の面積が減少した場合の農地面積に、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策を通じて農用地等の確保の取り組みの効果を加味して設定する。

府内の基準年の農用地区域内農地面積は5,014ヘクタールで、そのうち耕地面積は4,420ヘクタールあり、目標年における確保すべき農用地等の面積については、4,562ヘクタール（平成21年から142ヘクタール

<p>ら <u>24</u> へクターの<u>減</u>) を目標として設定する。</p> <p>設定基準は「基本指針」に示されている「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」を<u>準用</u>する。</p> <p><b>(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取り組みの推進</b></p> <p>① 農地の保全・有効利用</p> <p>「農振法」、「農地法（昭和 27 年 7 月法律第 229 号）」等のさらなる適正な運用を図るとともに、<u>農地中間管理事業等の活用により、効率的かつ安定的な経営を行う農業者への農地の利用集積を促進し、優良農地のより効率的な利用を図る。</u></p> <p>また、「都市農業・農空間条例」に基づく大阪版認定農業者制度等による農業経営の安定化及び不作付地の改善や、農空間保全地域制度による<u>優良農地の積極的な保全・活用を進め、荒廃農地の発生抑制及び再生を図る。</u></p> <p>さらには、<u>棚田保全など府民協働による農地保全活動の推進や、「多面的機能支払制度」等の活用、「農空間づくりプラン事業」等の実施により、地域力の強化向上を図り、荒廃農地の減少に向けた取り組みを進めるとともに、防災協力農地の拡大や、農業用水路やため池を活用した防災訓練の実施などを通じ、府民の農業・農空間に対する理解向上を図るため、農地・農業用施設の保全・活用を推進する。</u></p> <p>② 農業生産基盤の整備</p> <p><u>農業生産基盤の整備は、農業の継続性及び安定性確保のために必要不可欠であり、農地の利用促進を図るための農地、農道等の整備や、ため池、井堰、農業用排水路等の老朽化対策や長寿命化対策など、フィシリテイーマネジメントの取り組みにより、持続的かつ安定的な施設機能の</u></p>	<p>の増) を目標として設定する。</p> <p>設定基準は「農用地等の確保等に関する基本指針」に示されている「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」とする。</p> <p><b>(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取り組みの推進</b></p> <p>① 農地の保全・有効利用</p> <p>「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）（以下「農振法」という。）」、「農地法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 229 号）」等のさらなる適正な運用を図るとともに、<u>戸別所得補償制度の導入や意欲ある多様な農業者に対する農地の利用集積及び「都市農業・農空間条例」に基づく大阪版認定農業者制度等による農業経営の安定化及び不作付地の改善や、農空間保全地域制度の推進による農業生産基盤の整備、農地の利用集積等の取り組み及び地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援により遊休農地の発生抑制および再生を図る。</u></p> <p>また、「農地・水・環境保全向上対策」や「農空間づくりプラン」等地域ぐるみで土地利用の方向性を計画作りから行なえる農空間保全のための活動や、「ため池環境コミュニティ」の育成など地域ぐるみの農業用施設の保全・活用を推進する。</p> <p>② 農業生産基盤の整備</p> <p><u>継続的かつ安定的な農業のための生産基盤の整備は重要であり、ため池、農業用排水路等の土地改良施設整備、農地の利用促進を図る農地、農道、農業用排水路などの整備や、土地改良施設の機能を長期にわたりに保全する長寿命化対策などの農業生産基盤の整備と、これと併せて農</u></p>
--	---

確保を図る。

また、地域の表状に応じて農業集落道などの生活環境整備を行い、快適な農村環境の整備を進める。

### ③ 非農業的土地需要への対応

やむを得ず農地転用を目的とした農用地区域からの除外を行う場合においては、周辺農用地区域における農業上の利用に支障が生じないことはもとより、都市計画等他の土地利用計画との調整を図ることにより、計画的な土地利用の確保に努めるとともに、無秩序な市街化による農用地区域の減少を抑制する。

また、国及び地方公共団体が、農用地区域内にある農地を公用公共用に供するため、市町村整備計画の変更が必要となる場合には、当該整備計画の達成に支障がないかを総合的に検証するとともに、農用地区域内農地の農業上の利用の確保という国土利用上の責務に鑑み、関係機関と十分な協議、調整を行った上で必要性を判断するものとする。

### ④ 交換分合制度の活用

農業上の利用と他の用途の利用との調整により、農用地区域内農地の無秩序な潰廃を抑制する効果が見込まれる場合には、農振法による交換分合制度の活用を検討するものとし、農業振興地域内における集団的優良農地の確保と農業経営の基盤強化に努めるとともに、持続可能な農空間づくりを進める。

### ⑤ 推進体制の確立等

本基本方針及び市町村整備計画の策定・変更にあたっては、地域の振興及び環境保全対策等に関する諸計画との調和を図るものとする。

業集落道などの生活環境整備などを地域の表状に応じて進める。

### ③ 非農業的土地需要への対応（公用公共用施設の整備との調整）

やむを得ず農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合、農業上の利用に支障が生じないことを基本するとともに、都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。この場合、農業振興地域整備計画の変更は、原則として、おおむね5年ごとに実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という国及び地方公共団体の責務にかんがみ、農用地区域の変更の要件を満たすとともに、開発行為に関し権限を有する者と協議を行うものとする。

### ④ 交換分合制度の活用

交換分合は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、土地の所有者とその土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を活用するものとする。

### ⑤ 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興、地球温暖化対策に関する計画との調和、農業

また、地域農業の発展的振興を図るため、関係部局間の連絡調整体制を整備することとし、大阪府においては、大阪府附属機関条例により設置する「大阪府農業振興地域整備審議会」、市町村においては、関係団体及び地域住民等から広く意見を求める機会を設け、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策の推進を図るものとする。

#### ⑥ 担い手の育成・確保

大阪農業を支える担い手を育成・確保するため、「農の成長産業化推進事業」を活用し、農業者のビジネスマインドの醸成や経営能力向上を支援するほか、栽培技術講習会により技術力の向上に資する取組を行う。

また、農業参入機会を拡大するため、企業参入や準農家制度、新規就農村運営事業等により、幅広い人材の確保を進めていく。

#### ⑦ 地産地消の推進

府内産農産物等を「大阪産(もん)」として、消費者である府民に対しPRを行うことで認知度の向上を図り、ブランドイメージの確立による消費拡大と高付加価値化を進め、農業所得の増加をめざす。また、生産から加工・販売までを一貫して行う6次産業化を積極的に推進し、企業連携による商品開発や販路拡大に向けた取り組みを進める。

また、農薬と化学肥料の使用量を従来の半分以上に削減して栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証し、環境保全型農業を積極的に推進するとともに、府民の安全安心な農産物のニーズに応えていく。

さらには、生産地と消費地が近いという立地を活かし、直売所や朝市での直接販売による地産地消を実践するとともに、府内産農産物のPR

振興地域制度の円滑かつ適正な運用及び府条例等の施策の推進により都市農業の振興を図るため、関係部局間の連絡調整体制を整備することもに、大阪府においては、府内関係農林業団体の役職員、大阪府都市計画審議会の委員、市長会・町村長会の会員、学識経験者からなる「大阪府農業振興地域整備協議会」、市町村においては、関係農業団体、その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

#### ⑥ 担い手の育成

主力を担う専業農家の育成に向け、農業高等学校の活用を図るとともに、新規就農者を確保育成するため、「短期プロ農家養成コース」「農業ばりばり担い手塾」での技術指導、作業の実践を通じて就農に必要な知識を学ぶ「実践研修農園」「実践インキュベーター農園」、就農支援資金の貸付等を活用するなど、相談から就農まで一貫した支援を行う。

#### ⑦ 地産地消の推進

府内産農産物等を「大阪産(もん)」として、消費者である府民に対しPRを行うことで認知度の向上を図り、消費拡大を進める。こうした活動を通じて民間企業による大阪産(もん)を使った地産地消商品の提供や量販店等での販売コーナーの設置の充実及び直売所の整備や新設の直売活動の立上げ支援を行うとともに、生産・加工・販売まで一貫した6次産業化を推進する。

さらには、農薬と化学肥料の使用量を従来の半分以上に削減して栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証することにより環境に配慮した生産方法を促進するとともに、消費地に近いという利点を生かした直売所や朝市での直接販売を促進する。

また、「大阪採れたて農産物消費推進協議会」と連携して、府内農産

<p>を積極的にに行い、消費者とのより一層の信頼関係を築くとともに、外食産業や学校給食における府内産農産物の利用拡大を推進することで、農地の確保を図る。</p> <p><b>2 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）</b></p> <p><u>府域は</u>、東西方向に約20キロメートル、南北方向に約80キロメートルと細長く、西は大阪湾に面し、<u>残る三方は北摂、金剛生駒、和泉葛城の山系に囲まれており、面積は約1,905平方キロメートルと狭小である。</u></p> <p>市街地は、<u>近郊に周辺山系や海辺を有し、淀川、大和川などの河川や丘陵部によって区分されており、平成28年4月1日現在の人口は、約883万人となっている。</u></p> <p>都市的土地利用の<u>進行により</u>、<u>府内のほぼ全域が都市計画区域</u>となり、その約5割を占める市街化区域については、人口密度が1ヘクタール当たり約91人で、全国平均と比べ高い状態となっている。</p> <p>土地利用区分ごとの面積は、森林と宅地がそれぞれ<u>府域全体</u>の約3割を占める一方、<u>農地は約1割で、農地面積は平成12年から17年度にかけて年間200ヘクタールほどの減少傾向であったが、平成17年度以降は年間約120ヘクタールの減少となり、農地の減少は鈍化傾向にある。</u></p> <p><u>農業振興地域を中心とする農空間は、大阪市内中心部から10から50キロメートル圏内の丘陵部から平野部にかけてその多くが分布しており、21市町村で指定している農業振興地域の総面積は、約3万2,000ヘクタールとなっている。</u></p> <p>人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向、府内人口は現在約883万人であるが、「大</p>	<p>物のPRや産地体験ツアー等を積極的にに行い、消費者とのより一層の信頼関係を築くとともに、外食産業や学校給食における府内産農産物の利用拡大を推進することで、農地の確保を図る。</p> <p><b>2 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）</b></p> <p><u>気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等府域面積は約1,898平方キロメートルで、東西方向に約20キロメートル、南北方向に約80キロメートルと細長く、西は大阪湾に面し残る三方は北摂・金剛生駒・和泉葛城の山系に囲まれており、市街地は近郊に周辺山系や海辺を有するとともに、淀川・大和川などの河川や丘陵部によって市街地が区分されていて平成22年3月1日現在の人口は約884万人となっている。</u></p> <p>そのうち<u>農業振興地域を中心とする農空間は大阪市内中心部から10から50キロメートル圏内の丘陵部から平野部にかけてその多くが分布している。</u></p> <p><u>また、都市的土地利用が進展し、府域のほぼ全域が都市計画区域</u>となり、その5割を占める市街化区域については、人口密度が1ヘクタール当たり約90人で、全国平均と比べ高い状態となっている。</p> <p>土地利用区分ごとの面積は、森林と宅地がそれぞれ府域の約3割を占め、農地が約1割で、農地面積は平成12年から17年度にかけて年間200ヘクタールほどの減少傾向であったが、平成17年度以降は年間120ヘクタール程度の減少と、<u>農地の減少率は鈍化傾向にある。</u></p> <p>人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向、府内人口は現在約884万人であるが、「大</p>
--	---

大阪府国土利用計画（第五次）」において平成39年には約833万人となる  
と想定しており、本格的な人口減少社会の到来による世帯数の減少が見  
込まれることから、既存ストックの有効活用を優先し、農地からの土地  
利用の転換を抑制するとともに、「大阪府土地利用基本計画」との整合を  
図る。  
また、都市農業振興基本法に基づき、「都市農業の多様な機能の発揮」  
を目標とし、農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存  
する良好なまちづくりをめざす。

#### (1) 農業的土地利用の推進方向

農業・農空間は食料供給の場であるとともに、国土・環境保全、防災、  
景観、教育・福祉機能等多様な公益的機能を有し、府民の身近にあって欠  
かすことのできない貴重な財産であることから、農業者だけでなく府民全  
体で守っていくことが重要である。

そのため、都市的土地利用と農業的土地利用との計画的な調整を図りつ  
つ、集团的優良農地を積極的に保全、確保するとともに、農業が適正かつ  
効率的に営まれる環境を維持し、府民全体が身近に農の実りを実感でき、  
かつ多様な参画を可能とする『農のある暮らし』の実現をめざす。

府内の各農業地帯における農業振興地域の保全・活用に向けた基本的な  
方向性は次のとおりである。

##### ① 北部農業地帯

この地帯は、豊能地域と三島地域からなる淀川以北の地域で、北に自  
然豊かな北摂山系を有し、北・東と西はそれぞれ京都府と兵庫県に接し  
ている区域である。南部には大阪平野に続くなだらかな丘陵地があり、  
淀川の堆積作用で生まれた肥沃な土地には、現在も優良な農地が残って

大阪府国土利用計画（第四次）」において平成32年には約853万人となる  
と想定しており、本格的な人口減少社会の到来を踏まえ、今後、市街化  
調整区域における新たな住宅地開発は抑制することとし、新たに住宅地  
開発を行う場合は、原則、鉄道駅への徒歩圏に限定する。また、産業の  
活性化の観点から、幹線道路沿道は、周辺環境に配慮しつつ、主に産業  
系の土地利用を計画的に誘導するとされており、本基本方針においても  
「大阪府国土利用計画（第四次）」等と整合を図る。

#### (1) 農業的土地利用の推進方向

農業・農空間は食料供給の場であるとともに、国土・環境保全、防災、  
景観、教育・福祉機能等多様な公益的機能を有し、府民の身近にあって欠  
かすことのできない貴重な財産となっていることから、農業者をはじめ府  
民全体で今後も守り育てる必要がある。

そのため、都市的土地利用と農業的土地利用との計画的な調整を図りつ  
つ、集团的農地を積極的に保全、確保するとともに農業が健全に営まれる  
環境を確保し、農空間が適正に保全され、府民全体が農の実りを実感でき  
多様な参画ができる『農のある暮らし』の実現をめざす。

府内における農業振興地域として、保全・形成すべき地帯の広域的な配  
置の基本的考えは次のとおりである。

##### ① 北部農業地帯

この地帯は、淀川以北の地域にあって、豊かな自然に恵まれた北摂山  
系の山間部と、国土の主軸を形成する広域交通幹線が集中し、大規模宅  
地開発や基幹的都市施設の整備など都市化の進展が著しい淀川右岸の平  
野部及び丘陵部からなり、淀川沿いの平野部及びそれに続く丘陵部では、

いる。

北摂山系の山間部から平野部に流れる河川沿いに優良農地が広がっており、豊かな水源のもとで、水稻を基幹作物とした営農が中心であるため、府内でも田の占める割合が比較的高い地域となっている。また、中山間部には棚田が点在しており、景観形成上においても貴重な資源となっている。

南側平野部では、都市化が進行し、優良農地が減少傾向にあるが、水稻を中心に、露地野菜の栽培が点在している。

今後、優良農地の減少を抑制するため、農業振興地域の拡大や新規指定に取り組みとともに、農用地区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

## ② 中部農業地帯

この地帯は、大阪府の中央部に位置し、北は淀川、東は生駒山系、南は大和川に囲まれた、都市化の最も進んだ地域である。大部分の農地が平野部からそれに続く丘陵部に点在しており、約半分の農地が市街化区域内にある。

近年では、第二京阪道路の開通等により、農地面積のさらなる減少が進み、都市部の貴重な農地の保全を図る必要性が高い区域となっている。

平野部では、ビニールハウスによる軟弱野菜や花壇苗の栽培が行われており、都市近郊の立地を活かした集約的な農業が実施されている。

生駒山系の緩傾斜地に点在する農地では、水稻、野菜類をはじめ、切り花や果樹の生産が行われており、直売所を中心に出荷されている。

今後、集团的優良農地を保全・確保するため、農業振興地域及び農用地区域の新規指定に取り組みとともに、農用地区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

新名神高速道路の建設はもとより、住宅地の形成と商業・業務・流通活動、さらには、国際的な学術文化・研究開発・情報拠点としての整備が進められている。

北摂山系の山間部の主な産業は、農林業で、特に農業は、水稻を基幹作物として野菜、果樹、花き、畜産を組み合わせた複合経営が行われ、地域に根ざした比較的小規模な直売が盛んであるなど、多様性に富んだ生産活動が行われ、優良農地も多く存在しており府の農空間保全地域制度により農空間保全地域に指定し農空間の保全と活用を図る。

## ② 中部農業地帯

この地帯は、大阪の中央部に位置し、北は淀川、東は生駒山系、南は大和川に囲まれ、その扇状平野部は大部分が平坦な沖積平野となっており、都市化の最も進んだところである。大部分の農地が平野部の市街化区域内にあり、平野部及びそれに続く丘陵部においては第二京阪道路が開通するなど、開発等により近年府平均を上回る農地及び農業産出額の減少が見られるが、生駒山系の山麓部においては、水稻、野菜、果樹、花き、畜産等の生産が行われており、府の農空間保全地域制度により農空間保全地域に指定し農空間の保全と活用を図る。

### ③ 南河内農業地帯

この地帯は、大阪府の東南部に位置する大和川以南の地域で、金剛生駒山系、和泉葛城山系と泉北丘陵にはさまれ、豊かな緑と水に恵まれている。都市化の進展は比較的緩やかで、歴史的文化的遺産が数多く存在し、多くの史跡や伝統的まちなみなどを有している一方、近接区域には大規模な住宅地が広がっている。

この地帯には、優良農地が多くあり、東の山麓部から西の平野部にかけられて広がる地域では、野菜やぶどう、いちじくなど果樹の産地が形成されているとともに、なにわの伝統野菜の栽培も行われている。

また、中山間部には美しい棚田風景が形成されており、環境保全の活動等が行われている。

近年は、開発行為等により優良農地の潰廃が進行し、対策に苦慮していたところであるが、森林保全や環境対策等と連携し、違法行為の早期是正や未然防止に努めているところである。

今後、優良農地の減少を抑制するため、農業振興地域の拡大や新規指定に取り組みとともに、農用地区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

### ④ 泉州農業地帯

この地帯は、大和川以南の大阪湾岸部に位置し、東に泉北丘陵を有するとともに、南は和泉葛城山系をはさんで和歌山県と接している。

北部には、臨海部から内陸部にかけて広い平野と丘陵が広がっているが、南部に行くにしたがって山地が海岸線に迫っている。長い海岸線沿いの地域は工業系、丘陵部においては住宅系の土地利用がされており、農地は南部の平野部から丘陵部を中心に広がっている。

この地帯には、府内農地の約38%があり、野菜、花きなどの施設園芸

### ③ 南河内農業地帯

この地帯は、大阪の東南部に位置し、大和川以南で、金剛葛城山系と泉北丘陵にはさまれ、豊かな緑と水に恵まれている。また、多くの史跡や伝統的まちなみなど歴史的文化的遺産に満ちている。市街地は古くからのまちと集落を核として発展し、都市化の進展は比較的ゆるやかであるが、過去において、丘陵部で大規模な住宅開発が進んだため新しい市街地が拡大している。

また、この地帯は、優良農地が多く、野菜、果樹、畜産等の主産地地形が進んだ地域であり、府の農空間保全地域制度により農空間保全地域に指定し農空間の保全と活用を図る。

### ④ 泉州農業地帯

この地帯は、大和川以南の大阪湾岸部に位置し、西部は、長い海岸線を有し、東部は南河内地域と接し、南部は和泉葛城山系をはさんで和歌山県と接している。

北部は、臨海部から内陸部にかけて広い平野と丘陵が広がっているが、南部に行くにしたがって山地が海岸線に迫っている。都市化の進展は比較的緩やかであるが、丘陵部においては、泉北ニュータウンや和泉丘陵部開発など、大規模な宅地開発が行われている。また、関西国際空港の

<p><u>を中心に、収益性の高い農業が営まれており、府内農産物の主産地が形成されている。</u></p> <p><u>今後、集团的優良農地を確保するため、農業振興地域の拡大や新規指定に取り組むとともに、農用地区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。</u></p>	<p><u>建設とそれに伴う交通体系の整備が大幅に進展している。</u></p> <p><u>また、この地帯は、府内で最も農用地面積が広く、野菜、果樹、花き、畜産等の主産地形成が進んだ地域であり、府の農空間保全地域制度により農空間保全地域に指定し農空間の保全と活用を図る。</u></p>
---	--

新

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 (指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (単位：h a)
北部 農業地帯	能勢地域 (能勢町)	能勢町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,542 (農用地面積 1,298)
	豊能地域 (豊能町)	豊能町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,756 (農用地面積 296)
	茨木地域 (茨木市)	茨木市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,294 (農用地面積 514)
	高槻地域 (高槻市)	高槻市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,078 (農用地面積 461)
	北部 計		総面積 9,670 (農用地面積 2,569)
	枚方地域 (枚方市)	枚方市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 320 (農用地面積 58)
	八尾地域 (八尾市)	八尾市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 140 (農用地面積 85)
	柏原地域 (柏原市)	柏原市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,180 (農用地面積 178)
	中部 計		総面積 1,708 (農用地面積 344)
	羽曳野地域 (羽曳野市)	羽曳野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,222 (農用地面積 658)
中部 農業地帯	富田地域 (富田林市)	富田林市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,213 (農用地面積 652)
	河内長野地域 (河内長野市)	河内長野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,456 (農用地面積 381)
	太子地域 (太子町)	太子町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 708 (農用地面積 492)
	河南地域 (河南町)	河南町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,485 (農用地面積 510)
	千早赤阪地域 (千早赤阪村)	千早赤阪村のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 934 (農用地面積 204)
	南河内 計		総面積 9,018 (農用地面積 2,897)
	堺地域 (堺市)	堺市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,007 (農用地面積 645)
	和泉地域 (和泉市)	和泉市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,447 (農用地面積 1,152)
	岸和田地域 (岸和田市)	岸和田市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,768 (農用地面積 807)
	泉州 農業地帯	貝塚・熊取地域 (貝塚市・熊取町)	貝塚市及び熊取町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等並びに貝塚市の自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域
泉佐野・田尻地域 (泉佐野市・田尻町)		泉佐野市及び田尻町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,111 (農用地面積 464)
泉南地域 (泉南市)		泉南市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 987 (農用地面積 362)
泉州 計			総面積 12,100 (農用地面積 3,821)
合計			総面積 32,496 (農用地面積 9,631)

(注) 総面積：農用地面積のほか農業用施設用地、山林等を含めた農業振興地域として指定することを相当とする面積  
農用地面積：農業振興地域として指定する土地のうち田、畑、樹園地及び採草放牧地の面積  
(平成26年12月1日現在の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査の面積を基に平成27年度の農業振興地域指定変更面積及び今後の指定変更見込みを考慮して算出した) (面積は概ねの面積で府調へ)

旧 (平成23年1月策定)

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 (指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (単位：h a)
北部 農業地帯	能勢地域 (能勢町)	能勢町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,542 (農用地面積 1,168)
	豊能地域 (豊能町)	豊能町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,756 (農用地面積 300)
	茨木地域 (茨木市)	茨木市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,296 (農用地面積 521)
	高槻地域 (高槻市)	高槻市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,092 (農用地面積 466)
	北部 計		総面積 9,686 (農用地面積 2,455)
	枚方地域 (枚方市)	枚方市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 320 (農用地面積 66)
	八尾地域 (八尾市)	八尾市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 140 (農用地面積 85)
	柏原地域 (柏原市)	柏原市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,180 (農用地面積 201)
	中部 計		総面積 1,640 (農用地面積 352)
	羽曳野地域 (羽曳野市)	羽曳野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,223 (農用地面積 734)
中部 農業地帯	富田地域 (富田林市)	富田林市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,212 (農用地面積 655)
	河内長野地域 (河内長野市)	河内長野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,456 (農用地面積 381)
	太子地域 (太子町)	太子町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 708 (農用地面積 522)
	河南地域 (河南町)	河南町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,491 (農用地面積 527)
	千早赤阪地域 (千早赤阪村)	千早赤阪村のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 933 (農用地面積 204)
	南河内 計		総面積 9,023 (農用地面積 3,023)
	堺地域 (堺市)	堺市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,007 (農用地面積 650)
	和泉地域 (和泉市)	和泉市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,447 (農用地面積 1,229)
	岸和田地域 (岸和田市)	岸和田市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,815 (農用地面積 915)
	泉州 農業地帯	貝塚・熊取地域 (貝塚市・熊取町)	貝塚市及び熊取町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等並びに貝塚市の自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域
泉佐野・田尻地域 (泉佐野市・田尻町)		泉佐野市及び田尻町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,120 (農用地面積 469)
泉南地域 (泉南市)		泉南市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 987 (農用地面積 374)
泉州 計			総面積 12,156 (農用地面積 4,040)
合計			総面積 32,505 (農用地面積 9,870)

(注) 総面積：農用地面積のほか農業用施設用地、山林等を含めた農業振興地域として指定された全ての面積。  
農用地面積：農業振興地域として指定された土地のうち田、畑、樹園地及び採草放牧地の面積  
(平成21年12月1日現在の農業振興地域整備計画管理状況調査の面積に、平成22年度の市街化区域編入予定の面積を減じて掲げた) (面積は概ねの面積で府調へ)



第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業及び農空間は、農産物生産のための重要な基盤であるとともに、多様な公益的機能を有しており、その機能が十分に発揮されるよう府民、農業者、農業団体、行政が一体となって、都市農業の振興および農空間保全・活用の取り組みを進めていく。

そのため、農業生産基盤の整備は、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地として利用すべき土地の農業上の利用を確保し、農地の効率的かつ安定的な利用を促進するとともに、多様な担い手の農業参加が可能となるような施設整備や、農業用施設を継続的かつ安定的に維持管理するための地域力向上に向けた取り組みを推進する。

具体的には、ため池や農業用排水路等の土地改良施設の整備や、農地の利用促進及び農地中間管理事業による認定農業者等の担い手への集積・集約化を図る農地、農道などの整備、施設の機能を長期にわたり健全に維持するための長寿命化対策、農業集落道などの生活環境整備、市民農園などの交流基盤の整備など、地域の実状に応じたきめ細やかな対策を進めるとともに、ため池や水路を利用した防災訓練や環境学習、棚田保全等、府民協働による活動を実施する。

以上の基本的考え方に基づく各農業地帯別の整備に関する基本方向は、次のとおりである。

(2) 農業地帯別の構想

- ① 北部農業地帯

第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業及び農空間は食料の生産基盤であるとともに多様な公益的機能を有しており、その機能が十分に発揮されるよう行政、農業者、農業団体、府民が一体となって都市農業の振興および農空間保全・活用の取り組みを進める。

そのため、農業生産基盤の整備は、農地として利用すべき土地の農業上の利用を確保し、農地の効率的な利用を促進するとともに、農業生産に必要な施設を管理する体制の強化を図るものとして推進する。

具体的には、ため池、農業用排水路等の土地改良施設整備、農地の利用促進を図る農地、農道、水路などの整備や、施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策、農業集落道などの生活環境整備などを地域の実状に応じて進める。

以上の基本的考え方に基づく各農業地帯別の整備に関する基本方向は、次のとおりである。

(2) 農業地帯別の構想

- ① 北部農業地帯

北摂山系の山間部では、景観の保全など環境に配慮しつつ、地域特性

<p>北摂山系の山間部においては、<u>自然豊かな里山風景や棚田など、環境に配慮しつつ、多様な営農形態への対応が可能となるような生産基盤整備を進めるとともに、<u>府民協働による保全活動等を推進し、地域力向上を図る。</u></u></p> <p>丘陵部においては、<u>ため池や井堰、農業用排水路等の改修を進め、安定的な農業経営に寄与するとともに、<u>多面的機能向上のための利活用を推進する。</u></u></p> <p>市街地周辺の平地部では、<u>農業用水を安定的に確保するための、<u>揚排水機場や排水路などの農業水利施設の整備及び長寿命化を進めるとともに、都市と農村の交流を促進するためや地域の水辺保全活動、環境学習等を進める。</u></u></p> <p>② <b>中部農業地帯</b></p> <p><u>金剛生駒山系の山間部及び丘陵部においては、農地の持続的かつ安定的な利用を確保するため、小規模な農業用施設等の整備を含む、きめ細やかな対策を進めるとともに、<u>府民協働による農空間保全活動を通じて荒廃農地対策などを行う。</u></u></p> <p>市街地周辺においては、<u>安定した農業用水の確保のため、<u>ため池や排水施設等の改修を進めるとともに、<u>府民の農業に対する理解啓発を深めるため、水辺環境の保全や環境学習に取り組む。</u></u></u></p> <p>③ <b>南河内農業地帯</b></p> <p><u>金剛生駒山系及び和泉葛城山系の山間部及び丘陵部においては、<u>流通機能向上のための基幹となる農道の整備を進めるとともに、<u>生産性向上のためのほ場整備や農業用水の安定供給のためのため池、<u>排水施設等の整備を進める。</u></u></u> <u>棚田等の貴重な歴史的景観資源については、<u>府民協働による農空間保全活動を積極的に推進する。</u></u></u></p>	<p><u>に応じた多様な営農形態に対応できる農業生産基盤の整備とともに生活環境の整備を進める。</u></p> <p>丘陵部では、<u>ため池や農業用排水施設等の農業生産基盤整備を進め、都市との交流を促進するための施設整備及びその活用を進める。</u></p> <p>市街地周辺の平地部では、<u>農業用水を安定的に確保するとともに、農業用水の品質を改善するためにため池や農業用排水施設の整備と併せて親水空間を確保し、地域の水辺保全活動や環境学習を進める。</u></p> <p>② <b>中部農業地帯</b></p> <p>市街地周辺については、<u>ため池や農業用排水施設等の農業生産基盤整備を進めるとともに、<u>地域の水辺環境の保全や環境学習を進める。</u></u></p> <p>また、丘陵部では農地の利用促進を図る農地、農道、水路などの整備や農空間保全地域制度の推進などにより、遊休農地の解消および地域協働による農空間保全の推進などを行う。</p> <p>③ <b>南河内農業地帯</b></p> <p><u>金剛葛城山系の山間部及び丘陵部においては、<u>農業振興や都市との交流を図るため、基幹となる農道の整備、<u>ほ場の整備や農業用水の安定供給のため、農業用排水施設やため池等の整備を進める。</u></u></u></p> <p>また市街地周辺部では、<u>ため池の整備を進め、都市との交流を促進す</u></p>
--	---

また市街地周辺部においては、農業用水の安定確保を図るための池整備を進めるとともに、府民参加による農空間保全活動や水辺環境学習を実施し、農業への理解向上に向けた取り組みを進める。

#### ④ 泉州農業地帯

和泉葛城山系の山間部、丘陵部から平地部にかけては、優良農地の保全と確保を推進するため、都市的土地利用との調和に配慮し、基盤整備や農業用施設の整備を進め、生産地の確保に努める。

丘陵部から平野部では、かんがい用水の大部分をため池に依存しているため、農業用水の安定的な確保と、水質の改善による生産性の向上を図るため、用排水施設やため池の計画的な改修を実施するとともに、農業用施設の機能保全や長寿命化対策を進める。

また、都市と農村の交流を促進するため、府民参加による農空間保全活動や水辺環境学習を実施し、農業への理解向上に向けた取り組みを積極的に推進する。

### (3) 広域整備の構想

本府における農業生産基盤整備の広域的構想としては、南河内地域の山間・山麓部から泉州地域の山間部を結ぶ基幹農道の整備を推進し、農業・農村地域のみならず、観光・自然資源をネットワーク化し、都市部との交流の促進を目指す。

るため親水空間を確保し、地域の水辺保全活動や環境学習を進める。

#### ④ 泉州農業地帯

和泉葛城山系の山間部では、地域の活性化及び農産物の流通の合理化を図る基幹となる農道の整備を進める。

丘陵部から平地部にかけては、都市的土地利用と調和のとれた農業生産基盤整備を進め、そのなかで地域の活性化に資する農用地を創出するとともに、秩序ある土地利用を推進し、優良農地を保全する。

かんがい用水の大部分をため池に依存している本地域では、農業用水を安定的に確保するとともに、農業用水の水質を改善するために、農業用排水施設やため池を整備するとともに農業用施設の維持補修などにより、施設の予防保全や機能保全対策を進める。

また、都市との交流を促進するため親水空間を確保し、地域の水辺保全活動や環境学習を進める。

### (3) 広域整備の構想

本府における農業生産基盤整備の広域的構想としては、農業地帯別の生産動向に即しつつ、山間・山麓部の活性化及び生産・流通の合理化を図るため、南河内地域の山間・山麓部から泉州地域の山間部を結ぶ基幹農道の整備を推進する。



新	旧 (平成23年1月策定)
<p><b>第4 農用地等の保全に関する事項</b></p> <p>(1) <b>農用地等の保全の方向</b></p> <p>農用地等は、新鮮で安全・安心な食料を生産、供給する場としてほもとより、国土の保全、水源涵養、環境保全や優良な景観の形成など、多様な公益的機能を有しており、農業生産活動をもつてその機能が発揮されている。</p> <p>しかしながら近年、農業の担い手不足、農家の高齢化の進行等により、<u>荒廃農地の増加や農業用施設の管理不全などの問題が深刻化してきている。</u></p> <p>そのため、<u>農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化や、農業者に加え企業や新規就農希望者など、多様な担い手の参画により農地の有効利用を図る</u>農空間保全地域制度の推進、農道や水路等の営農基盤の整備、農業水利施設の長寿命化対策などを進める。</p> <p>また、耐震対策を含めたため池の計画的改修等を進め、<u>大規模災害の未然防止と安定した農業用水の確保を図る。</u></p> <p>(2) <b>農用地等の保全のための事業及び活動</b></p> <p>① 農地防災事業の推進</p> <p>老朽化したため池や農業用施設の計画的改修に加え、<u>ため池等の耐震化やため池ハザードマップの作成を進めるとともに農業用施設を活用した防災訓練等を実施し、府民の安全安心の確保を図る。</u></p> <p>② <b>荒廃農地の再生・発生抑制</b></p> <p><u>農地中間管理機構、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、</u></p>	<p><b>第4 農用地等の保全に関する事項</b></p> <p>(1) <b>農用地等の保全の方向</b></p> <p>農用地等は、新鮮で安全な食料を供給する場としてほもとより、国土の保全、水源かん養、環境保全や優良な景観の形成など、多様な公益的機能を有しており農業生産活動を通じてその機能が発揮されている。</p> <p>しかしながら、農業の担い手不足、農家の高齢化の進行等により、<u>農地の増加などその保全が困難となってきたりしている。</u></p> <p>そのため、農業者に加え企業や府民など多様な担い手による農地利用を促進する<u>農空間保全地域制度の推進や、農道や水路等の営農基盤の整備、農業水利施設の長寿命化対策、さらに農地や農業用施設の維持管理の府民参加の促進などを進める。</u></p> <p>また、<u>農用地や集落等の自然災害発生防止のため、耐震対策を含めたため池の計画的改修等を進める。</u></p> <p>(2) <b>農用地等の保全のための事業及び活動</b></p> <p>① 農地防災事業の推進</p> <p>耐震対策を含めたため池の計画的改修や、農業用施設の防災活用等を行う。</p> <p>② <b>遊休農地の再生・活用</b></p> <p>「都市農業・農空間条例」に基づき、<u>農空間保全地域制度の推進等、</u></p>

効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、「都市農業・農空間条例」に基づく、農空間保全地域制度を推進し、地域一体となり荒廃農地の発生抑制及び再生・活用に取り組み。

③ 施設の機能を長期にわたり効率的に保全・活用するファシリティアネジメント  
井堰、ため池、揚排水機場、農業用水路、パイプライン等農業水利施設を将来にわたり効率的かつ有効に活用することを目的とし、「小型化」や「統合」、「長寿命化」、「多目的利用」等を促進する。

④ 地域ぐるみの保全活動  
「多面的機能支払制度」や「農空間づくりプラン」など、農業者だけでなく、地域ぐるみで農空間を保全・活用する取組みを推進する。

⑤ 農空間の資源を活用した府民協働の推進  
農空間での体験学習や出前講座など、将来を担う子どもたちの農業・農空間に対する理解の向上を図る活動や、農空間を巡るウォーキングツアーなど、地域協働イベント等により、広く府民が農にふれあう場の提供、さらには身近な農業用水路、ため池等を地域ぐるみで保全・活用する取組みなどを積極的に推進する。

幅広い府民の参加により遊休農地の再生・活用を促進する。

③ 施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策  
井堰、ため池、揚排水機場、農業用水路、パイプライン等農業水利施設の点検・調査を行い、効果的に延命化を行う。

④ 地域ぐるみの保全活動  
「農地・水・環境保全向上対策」や「農空間づくりプラン」など、農業者ばかりでなく地域ぐるみで農空間を保全・活用する取組みを推進する。

⑤ 農空間の資源を活用した府民協働の推進  
農空間の体験学習や、出前講座など子どもたちの農業・農空間理解を促進する活動、農空間ウォーキング等地域協働イベント等により広く府民に農にふれあう場の提供、さらに身近な農業用水路、ため池等を地域ぐるみで保全・活用する取組みなどを促進する。

**第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすること  
が適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項**

「大阪産(もん)」の認知度向上による府内産農産物のイメージアップと消費拡大を図るとともに、「なにわ特産品」の生産振興や指定拡大を推進する。また、大阪独自の品種があり、一旦すたれてしまったものの、近年その特徴や希少価値から復活に向けて取組を進めている野菜を「なにわの伝統野菜」としてPRしていくなど、府内産農産物のブランド化を一層推進するほか、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減し、環境への負荷を軽減して栽培されたものを「大阪エコ農産物」として認証し、より安全・安心な農産物を府民に供給するとともに、生産物の高付加価値化による農業所得の安定確保を図る。

そのために、農業生産の増大と生産性の向上に向け、限られた土地資源を最大限に有効活用することを基本としつつ、農地中間管理機構との連携により、「都市農業・農空間条例」による大阪版認定農業者を含めた効率的かつ安定的な農業経営を行う者、とりわけ経営向上意欲の高い者への農地の集積・集約化を進め、経営規模の拡大を支援する。

一方、府内農家は、今後とも兼業化が進むことが予想されることから、賃借権などの利用権設定等を促進し、農用地を効率的かつ安定的に利用する能力を有する農業経営体の経営規模拡大に結びつけ、地域の特性に応じた営農類型の確立を図ることが必要である。

同時に企業や農業生産法人などによる新規参入など、多様な担い手への農地の集積・集約化を行い、その過程において、農業経営基盤強化促進法

**第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすること  
が適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項**

「大阪産(もん)」の認知度向上による府内産農産物のイメージアップと消費拡大と併せ、「なにわ特産品」の生産振興や指定に加え、歴史、伝統をもちながら、現在では栽培されなくなったり、少なくなっている独特の野菜を「なにわの伝統野菜」としてPRしていくなど、府内産野菜のブランド化を一層推進するほか、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減し、環境への負荷を軽減して栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証し、より安全な農産物を府民に供給するとともに、生産物の高付加価値化による所得の確保を図る。

そのために、農業生産の増大と生産性の向上に向け、限られた土地資源を最大限に有効活用することを基本としつつ、「都市農業・農空間条例」による大阪版認定農業者を含めた効率的かつ安定的な農業経営への農地の集積を進め経営規模の拡大に努める。

一方、府内農家は、今後とも兼業化が進むことが予想されることから、賃借権などの利用権設定等を促進し、これら農用地を計画的に効率的かつ安定的な経営体の経営規模拡大に結びつけ、地域の特性に応じた営農類型の確立を図ることが必要である。

同時に農業生産法人などによる新規参入など多様な担い手への利用集積を行い、その過程において、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等

<p>に基づく利用権設定等促進事業などの助成措置を中心とした<u>各種農用地流動化方策を積極的に活用する</u>など、農作業の受委託を含め、幅広い形での農用地の流動化を促進する。</p> <p>また、<u>農地中間管理機構である一般財団法人大阪府みどり公社や、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、効率的かつ安定的な担い手への農用地の集積・集約化を図り、持続的な農用地の有効利用と経営規模の拡大を推進する。</u></p> <p>さらに、栽培作物の選定や不作付地の解消等による農用地の高度利用は<u>もとより、農作業の共同化、効率化と農業用施設の共同利用等による有効活用を図る。</u></p> <p>また、耕種農家と畜産農家の連携による地域複合経営を推進し、地力の維持増進等を図るものとする。</p> <p>以上のような観点に立って、目標とする営農類型を各農業地帯別に示すと、次のとおりである。</p> <p>① <b>北部農業地帯</b></p> <p>中山間部においては、夏の冷涼な気候を活かした果菜類や「能勢ぐり」、「高山真菜（たかやままな）」、「服部越瓜（はっとりしろぐり）」、「三島独活（みしまうど）」等の地域特産品のほかに、花きに加えて新たな特産品として<u>ぶどうの生産を振興する</u>など、特徴的な農業経営を<u>推進する</u>とともに、農産物直売などにより都市住民の<u>多様なニーズ</u>に対応できる経営体を育成する。</p> <p>さらに、面的にまとまった水稲栽培が行われている<u>地帯であることか</u>ら、大阪エコ農産物認証米等のブランド米の生産を推進する<u>ほか</u>、農作業の受委託や、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手<u>確保に努める</u>。</p>	<p>促進事業などの助成措置を中心とした各種農用地流動化方策を積極的に活用するなど、農作業の受委託を含め、幅広い形での農用地の流動化を促進する。</p> <p>また、(財)大阪府みどり公社、農業委員会、農業協同組合等による効率的かつ安定的な担い手への農用地の集積を図り、効率的かつ総合的な農用地利用の促進と経営規模の拡大に努める。</p> <p>さらに、栽培作物の選定、不作付地の解消等による農用地の高度利用とともに、農作業の共同化・効率化と農業施設の共同・有効利用を図り、また、耕種農家と畜産農家の連携による地域複合経営を推進し、地力の維持増進等を図るものとする。</p> <p>以上のような観点に立って、目標とする営農類型を各農業地帯別に示すと、次のとおりである。</p> <p>① <b>北部農業地帯</b></p> <p>中山間部においては、夏の冷涼な気候を活かした果菜類や「能勢ぐり」、「三島うど」等の地域特産品、花きに加えて新たな特産品作りとして<u>ぶどうを生産振興する</u>など、特徴的な農業経営を育成するとともに、<u>交流施設等を核とした農産物直売など都市住民のニーズ</u>に対応できる経営体を育成する。</p> <p>さらに、府内でも面的にまとまった水稲栽培が行われており、大阪エコ農産物認証米等のブランド米等の生産を推進する他、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を育成する。</p>
---	---

<p>平坦部では、果菜類や軟弱野菜の栽培が行われているが、特に養液栽培や花壇苗栽培、観葉植物栽培等の企業的な農業経営を<u>推進</u>する。</p> <p>また、伝統産業である植木生産については、消費者ニーズの変化に対応した農業経営<u>体</u>の育成を図る。</p> <p>畜産については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び堆肥の利用の促進に係る法律（平成11年7月28日法律第112号（以下「家畜排せつ物法」という。））」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を<u>めざす</u>。</p> <p>② 中部農業地帯</p> <p>平坦部では、こまつな、しゅんぎく、ねぎ等の軟弱野菜や、葉ごぼう、えだまめ等の集約的栽培を<u>推進し、農業経営の安定化を図る</u>。</p> <p>また、消費者の<u>ニーズに応じ</u>、さく等々の切り花、花壇苗生産等も推進する。</p> <p>生駒山麓から中山間部にかけては、ぶどうの集約栽培による農業経営や観光農業、産地直売を取り入れた農業経営、切り枝花木等の花き栽培を中心とした農業経営を<u>推進する</u>。</p> <p>水稻栽培については、れんげ栽培米等環境に<u>配慮した</u>米の生産等の<u>ほか</u>、農作業の受委託や、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を<u>確保</u>する。</p> <p>畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を<u>めざす</u>。</p> <p>③ 南河内農業地帯</p> <p>平坦部では、なす、きゅうり、いちご、軟弱野菜等の施設栽培、都市</p>	<p>平坦部では、果菜類や軟弱野菜の栽培が行われているが、特に養液栽培や花壇苗栽培、観葉植物栽培等の企業的な農業経営を育成する。</p> <p>また、伝統産業である植木生産については、消費者ニーズの変化に対応した農業経営の育成を図る。</p> <p>畜産については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び堆肥の利用の促進に係る法律（平成11年7月28日法律第112号（以下「家畜排せつ物法」という。））」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。</p> <p>② 中部農業地帯</p> <p>平坦部では、大阪しろな、こまつな、しゅんぎく、ねぎ等の軟弱野菜や葉ごぼう、えだまめ等の集約栽培による農業経営を育成する。</p> <p>また、消費者ニーズに即したさく等々の切り花の栽培、花壇苗生産も推進する。</p> <p>生駒山麓から中山間部にかけては、ぶどうの集約栽培による農業経営や観光農業、産地直売を取り入れた農業経営、切り枝花木等の花き栽培を中心とした農業経営を育成する。</p> <p>水稻栽培については、れんげ栽培米等環境にやさしい米の生産等の他、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を育成する。</p> <p>畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営を育成する。</p> <p>③ 南河内農業地帯</p> <p>平坦部では、なす、きゅうり、いちご、軟弱野菜等の施設栽培、都市</p>
--	--

近郊の優位性を活かせるいちじく栽培等を促進し、これらのブランド化を図るとともに、直売等の推進により付加価値の高い農業経営を推進する。

基盤整備実施地区では、機械化等による省力化を進め、大規模野菜産地の形成に向けての取り組みを積極的に推進する。

金剛生駒山系山麓部では、ぶどうの施設栽培はもとより、ぶどうやみかん狩り等の観光農業経営や、産地直売を中心とした農業経営により、都市住民との交流を積極的に推進するとともに、多様なニーズへの対応が可能となるような農業経営体を育成する。

また、花きについては、庭園用樹の生産と合わせて、花壇苗や切り花生産による農業経営を育成する。

水稻栽培については、「東条ほんわか米」、「河南の水越米」、「高向ほたる米」など、環境にやさしい米の生産を推進するとともに、農作業の委託、共同作業等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を育成する。

畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化、生産性の高い畜産経営をめざす。

#### ④ 泉州農業地帯

平坦部では、キャベツを中心とした土地利用型の野菜栽培について、機械化等による省力化を進め、大規模野菜農業経営体を育成する。

ねぎ、しゅんぎく等の軟弱野菜及び特産の水なすやふきの施設栽培による農業経営を推進するとともに、みつば、トマトを中心とした養液栽培等、生産性の高い企業的な農業経営体の育成をめざす。

花きについては、卸売市場の大規模化に加え、消費者ニーズにも対応

立地の優位性を活かせるいちじく栽培を進めるとともに、ブランド化、直売等の推進により付加価値の高い農業の育成を図る。

基盤整備実施地区では、土地利用型の野菜について機械化等による省力化を進め、大規模野菜農業経営を育成する。

金剛山地山麓部では、ぶどうの施設栽培、ぶどうやみかん狩り等の観光農業経営や産地直売を中心とした農業経営を育成する。さらに、都市住民との交流を基本とした農業経営の指導を推進する。

また、花きについては、庭園用樹の生産と合わせて、花壇苗や切り花生産による農業経営を育成する。

水稻栽培については、農作業の委託、共同作業等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を育成する。

畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化、生産性の高い畜産経営を育成する。

#### ④ 泉州農業地帯

平坦部では、キャベツを中心とした土地利用型の野菜について、機械化等による省力化を進め、大規模野菜農業経営を育成する。

ねぎ、しゅんぎく等の軟弱野菜及び特産の水なすやふきの施設栽培による農業経営の育成を図るとともに、みつば、トマトを中心とした養液栽培等、生産性の高い企業的な農業経営を育成する。

花きについては、卸売市場の大規模化と消費者ニーズの双方に対応で

<p><u>可能な</u>切り花、花壇苗、鉢物を中心とした農業経営を<u>推進</u>する。</p> <p>果樹は、高品質みかん栽培や、都市立地の優位性を活かせる完熟もも、いちじく栽培等による農業経営<u>体</u>を育成する<u>ほか、新たな特産果樹としてのぶどう栽培を推進する。</u></p> <p>水稻栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を育成する。</p> <p>さらに、市民農園や直売所等を<u>拠点に、都市住民との交流を積極的</u>に<u>推進するとともに、多様なニーズへの対応が可能となるような農業経営体を育成</u>する。</p> <p>畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営を<u>めざす</u>。</p>	<p>きる切り花、花壇苗、洋ラン生産を中心とした農業経営を育成する。</p> <p>果樹は、主に中山間部を中心に、高品質みかん栽培や都市立地の優位性を活かせる完熟もも栽培等による農業経営を育成する。</p> <p>水稻栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を育成する。</p> <p>畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営を育成する。</p> <p>さらに、市民農園や直売所等、都市住民との交流施設を核とした組織的経営の育成を図る。</p>
--	---

新

旧 (平成23年1月策定)

《個別経営体営農類型》

経営類型	規模実面積 (ha)		所得 (万円)	労働力 (時間)	内容	農 業 地 帯			備 考
	露地	施設				北 部	中 部	南 河 内 州	
1 野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱野菜経営Ⅰ)	0.95	0.65	600 [1,000]	(主)2,000 (補)4,000 (雇)1,800 (計)7,800	しゅんぎく周年ハウス延べ80a こまつな周年ハウス延べ40a ねぎ周年40a 水稲25a	○	○	○	自動袋詰め機
2 野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱野菜経営Ⅱ)	0.55	0.35	640 [690]	(主)2,000 (補)500 (計)2,500	しゅんぎくハウス延べ80a 葉ごぼう15a 水稲20a	○			
3 野菜専作Ⅱ (養液栽培経営Ⅰ)	0.5	0.25	690 [1,090]	(主)2,000 (補)4,000 (雇)900 (計)6,900	トマト(年間2作)養液栽培延べ40a 軟弱野菜ハウス延べ20a 水稲25a	○	○	○	
4 野菜専作Ⅱ (養液栽培経営Ⅱ)	0.7	0.25	610 [910]	(主)2,000 (補)3,000 (計)5,000	ミニトマト養液栽培周年20a 軟弱野菜ハウス延べ25a 水稲25a	○	○	○	選果機
5 野菜専作Ⅲ (養液栽培経営Ⅲ)	0.65	0.45	600 [1,000]	(主)2,000 (補)4,000 (雇)3,100 (計)9,100	みつば養液栽培延べ25a 軟弱野菜ハウス延べ60a 水稲20a			○	
6 野菜専作Ⅲ (ハウス果菜類経営Ⅰ)	0.77	0.3	470 [860]	(主)2,000 (補)4,000 (雇)3,000 (計)9,000	半促成なす(3~7月どり)ハウス30a 抑制きゅうり(9~11月どり)ハウス30a 軟弱野菜	○	○	○	

《個別経営体営農類型》

経営類型	規模実面積 (ha)		所得 (万円)	労働力 (時間)	内容	農 業 地 帯			備 考
	露地	施設				北 部	中 部	南 河 内 州	
1 野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱野菜経営Ⅰ)	0.95	0.65	600 [1,000]	(主)2,000 (補)4,000 (雇)1,800 (計)7,800	しゅんぎく周年ハウス延べ80a こまつな周年ハウス延べ40a ねぎ周年40a 水稲25a	○	○	○	自動袋詰め機
2 野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱野菜経営Ⅱ)	0.55	0.35	640 [690]	(主)2,000 (補)500 (計)2,500	しゅんぎくハウス延べ80a 葉ごぼう15a 水稲20a	○			
3 野菜専作Ⅱ (養液栽培経営Ⅰ)	0.5	0.25	690 [1,090]	(主)2,000 (補)4,000 (雇)900 (計)6,900	トマト(年間2作)養液栽培延べ40a 軟弱野菜ハウス延べ20a 水稲25a	○	○	○	
4 野菜専作Ⅱ (養液栽培経営Ⅱ)	0.7	0.25	610 [910]	(主)2,000 (補)3,000 (計)5,000	ミニトマト養液栽培周年20a 軟弱野菜ハウス延べ25a 水稲25a	○	○	○	選果機
5 野菜専作Ⅲ (養液栽培経営Ⅲ)	0.65	0.45	600 [1,000]	(主)2,000 (補)4,000 (雇)3,100 (計)9,100	みつば養液栽培延べ25a 軟弱野菜ハウス延べ60a 水稲20a			○	
6 野菜専作Ⅲ (ハウス果菜類経営Ⅰ)	0.77	0.3	470 [860]	(主)2,000 (補)4,000 (雇)3,000 (計)9,000	半促成なす(3~7月どり)ハウス30a 抑制きゅうり(9~11月どり)ハウス30a 軟弱野菜	○	○	○	



14	野菜+きのこ	0.7	0.4	0.3	野菜+きのこ	0.7	0.4	0.3	ハウス延べ いちじく 水稲	(主)2,000 (補)4,000 (雇)1,500 (計)7,500	530 [930]	○						
14	野菜+きのこ	0.7	0.4	0.3	野菜+きのこ	0.7	0.4	0.3	ハウス延べ いちじく 水稲	(主)2,000 (補)4,000 (雇)1,500 (計)7,500	530 [930]	○						
15	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 I)	1.5	0.2	1.3	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 I)	1.5	0.2	1.3	ぶどう デラウェア 加温ハウス 超早期加温 普通加温 無加温ハウス 直売 大粒系	(主)2,000 (補)4,000 (計)6,000	420 [820]	○	○					
15	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 I)	1.5	0.2	1.3	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 I)	1.5	0.2	1.3	ぶどう デラウェア 加温ハウス 超早期加温 普通加温 無加温ハウス 直売 大粒系	(主)2,000 (補)4,000 (計)6,000	420 [820]	○	○					
16	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 II)	1.5	0.2	1.3	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 II)	1.5	0.2	1.3	ぶどう デラウェア 加温ハウス 超早期加温 普通加温 無加温ハウス 直売 ピオーネ 無加温ハウス	(主)2,000 (補)4,000 (計)6,000	410 [810]	○	○					
16	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 II)	1.5	0.2	1.3	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 II)	1.5	0.2	1.3	ぶどう デラウェア 加温ハウス 超早期加温 普通加温 無加温ハウス 直売 ピオーネ 無加温ハウス	(主)2,000 (補)4,000 (計)6,000	410 [810]	○	○					
17	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 III)	1.2		1.2	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 III)	1.2		1.2	ぶどう デラウェア 加温ハウス 普通加温 巨峰 加温ハウス 無加温ハウス	(主)2,000 (補)3,000 (計)5,000	520 [810]	○	○					
17	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 III)	1.2		1.2	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 III)	1.2		1.2	ぶどう デラウェア 加温ハウス 普通加温 巨峰 加温ハウス 無加温ハウス	(主)2,000 (補)3,000 (計)5,000	520 [810]	○	○					
18	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 IV)	1.3	0.5	0.8	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 IV)	1.3	0.5	0.8	ぶどう デラウェア 加温ハウス 普通加温 無加温ハウス	(主)2,000 (補)2,600 (計)4,600	570 [830]	○	○					一部観光 ・直売
18	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 IV)	1.3	0.5	0.8	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 IV)	1.3	0.5	0.8	ぶどう デラウェア 加温ハウス 普通加温 無加温ハウス	(主)2,000 (補)2,600 (計)4,600	570 [830]	○	○					一部観光 ・直売

19	果樹専作Ⅱ (もも・みかん経営)	2.2	2.2	0.4	2.2	2.2	果樹専作Ⅱ (もも・みかん経営)	2.2	0.4	2.2	2.2	もも 温州みかん 超早生 早生 普通	(主)2,000 (補)3,600 (計)5,600	480 [840]	ピオーネ 無加温ハウス30a マスカットベリ ーA 露地 50a	自動式防除機	○	○	○	○	自動式防除機
20	果樹専作Ⅲ (多品目複合経営)	1.85	1.45	0.4	1.85	1.45	果樹専作Ⅲ (多品目複合経営)	1.85	0.4	1.45	1.85	もも ぶどう 巨峰 無加温ハウス40a かき 温州みかん 普通	(主)2,000 (補)3,300 (計)5,300	610 [940]	ピオーネ 無加温ハウス30a マスカットベリ ーA 露地 50a	自動式防除機	○	○	○	○	自動式防除機
21	果樹+きのこ (くり・しいたけ複合経営)	6.2	6.1	0.1	6.2	6.1	果樹+きのこ (くり・しいたけ複合経営)	6.2	0.1	6.1	6.2	くり しいたけ(周年) 原木 10,000本 水稻	(主)2,000 (補)4,000 (雇)100 (計)6,100	470 [870]	ピオーネ 無加温ハウス30a マスカットベリ ーA 露地 50a						
22	果樹直売(みかん直売経営)	2.3	2.3		2.3	2.3	果樹直売 (みかん直売経営)	2.3		2.3	2.3	温州みかん 超早生 早生 普通	(主)2,000 (補)3,800 (計)5,800	460 [840]	ピオーネ 無加温ハウス30a マスカットベリ ーA 露地 50a	直売所	○	○	○	○	直売所
23	果樹直売Ⅱ (多品目複合経営)	1.0	0.6	0.4	1.0	0.6	果樹直売Ⅱ (多品目複合経営)	1.0	0.4	0.6	1.0	いちじく ぶどう 大粒系 デラウェア マスカットベリ ーA	(主)2,000 (補)1,500 (計)3,500	730 [870]	ピオーネ 無加温ハウス30a マスカットベリ ーA 露地 50a	直売所	○	○	○	○	直売所
24	花き専作+水稻Ⅰ(きく作経営)	1.2	0.8	0.4	1.2	0.8	花き専作+水稻Ⅰ(きく作経営)	1.2	0.4	0.8	1.2	夏ぎくハウス 半電照ぎくハウス 20a 露地ぎく 水稻	(主)2,000 (補)4,000 (雇)1,600 (計)7,600	610 [1,010]	ピオーネ 無加温ハウス30a マスカットベリ ーA 露地 50a						
25	花き専作+水稻Ⅱ(切花専作経営)	0.6	0.2	0.4	0.6	0.2	花き専作+水稻Ⅱ(切花専作経営)	0.6	0.4	0.2	0.6	球根切花 ハウス 1,2年草切花 ハウス 水稻	(主)2,000 (補)2,100 (計)4,100	600 [800]	ピオーネ 無加温ハウス30a マスカットベリ ーA 露地 50a						

26	花き専作+水 稲Ⅲ(鉢物専作経営)	0.6	0.2	0.4	0.2	0.2	0.4	洋ランハウス デンドロビウム または鉢物 水稲 20a	(主)2,000 (補)2,000 (計)4,000	620 [820]	○	○	○	一部貸鉢 (観葉植 物)を含む
27	花き専作+水 稲Ⅳ(苗木専作経営)	0.7	0.5	0.2	0.5	0.7	0.2	花壇苗 ハウス延べ 露地延べ 水稲 40a 20a 40a	(主)2,000 (補)3,300 (計)5,300	610 [940]	○	○	○	
28	花き専作+水 稲Ⅴ(植木専作経営)	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	植木(ビヤクシン、さつき等) 水稲 210a 70a	(主)2,000 (補)700 (計)2,500	600 [670]	○	○	○	
29	花き専作+水 稲Ⅵ(切花木経営)	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	切り花木 夏秋ぎく 秋菊 水稲 70a 20a 40a 65a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)700 (計)6,700	600 [1,000]	○	○	○	
30	水稲作業受託	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	水稲 水稲小規模作業受託 託 25a	(主)2,000 (補)2,550 (計)4,550	880 [1,140]	○	○	○	ほ場整備 リースセ ンター整 備農地の 集積機械 倉庫
31	環境保全型農業	0.6	0.3	0.3	0.3	0.6	0.3	環境保全型農業 トマト(半促成)30a こまつな 60a ほうれんそう 30a 水稲 30a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)900 (計)6,900	640 [1,040]	○	○	○	生物農薬 寒冷紗被 覆有機質 資材近紫 カットフ イルム
32	環境保全型農業Ⅱ	0.4	0.2	0.2	0.2	0.4	0.2	環境保全型農業 しゅんぎく 80a 大阪しろな 80a 水稲 20a	(主)2,000 (補)2,750 (計)4,750	640 [910]	○	○	○	生物農薬 寒冷紗被 覆有機質 資材近紫 カットフ イルム
33	酪農	0.15	0.04	0.11	0.04	0.15	0.11	乳牛 (経産牛) 50頭 (育成牛) 10頭	(主)2,000 (補)1,500 (雇)1,500 (計)5,000	740	○	○	○	牛舎 600㎡ 牛糞処理施設 450㎡ 搾乳機器一式





第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 重点作物別の構想

本府における農業労働力は、都市化の進展や産業構造の変化に伴い、基幹的農業従事者が減少している。また、農業従事者に占める高齢者や女性の割合が高くなるなどの傾向が目立っており、こうした状況への対応が迫られている。

一方、都市住民からは、生鮮食料品等の安定的供給が強く望まれるとともに、農畜産物に対する安全性、新鮮さ、おいしさに対する期待が高まっており、今後需要の増大が見込まれる野菜、果樹、畜産物等を中心として、消費者のニーズにきめ細かく対応できる都市農業の振興を図っていく必要がある。そのために、農畜産物の種類に応じた集出荷体制や農産物直売所をはじめとする地域の消費者ニーズ等に配慮した多様な流通施設の計画的な配置とその整備を行い、地産地消を推進する。

また、都市近郊に立地することの優位性を活かした観光農業施設の整備を進める。

育苗と生産の分業化による農作業の省力化を図るための育苗施設等の整備や省農薬・省エネルギー栽培やスマート農業の推進に対応する生産施設の整備など、生産の合理化と企業化を推進するとともに、未利用資源堆肥化施設等の環境・衛生対策のための施設整備を推進する。

(2) 農業地帯別の構想

① 北部農業地帯

この地帯の農業生産は、自然条件等から水稻をはじめ野菜、果樹（く

(1) 重点作物別の構想

本府における農業労働力は、都市化の進展や産業構造の変化に伴い、基幹的農業従事者が減少している。また、農業従事者に占める高齢者や女性の割合が高くなるなどの傾向が目立っており、こうした状況への対応が迫られている。

一方、都市住民からは、生鮮食料品等の安定的供給が強く望まれるとともに、農畜産物に対する安全性、新鮮さ、おいしさに対する期待が高まっており、今後需要の増大が見込まれる野菜、果樹、畜産物等を中心として、消費者のニーズにきめ細かく対応できる都市農業の振興を図っていく必要がある。そのために、農畜産物の種類に応じた集出荷体制や農産物直売所をはじめとする地域の消費者ニーズ等に配慮した多様な流通施設の計画的な配置とその整備を行い、地産地消を推進する。

また、都市に立地することの優位性を活かした観光農業施設の整備を進める。

育苗と生産の分業化による農作業の省力化を図るための育苗施設等の整備や省農薬・省エネルギー栽培に対応する生産施設の整備など、生産の合理化と企業化を推進するとともに、未利用資源堆肥化施設等の環境・衛生対策のための施設整備を推進する。

(2) 農業地帯別の構想

① 北部農業地帯

この地帯の農業生産は、自然条件等から水稻をはじめ野菜、果樹（く

<p>り)、花き、きのご類、酪農、養鶏などが中心となっている。 今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。</p> <p>ア 水稻 米づくりの基本技術の励行を徹底し、良質米の安定生産に努める。 また穀物乾燥調製施設の利用や、<u>受委託栽培の拡大に向けた共同利用機械の整備</u>等による生産の省力化及び生産組織の育成を図る。</p> <p>イ 野菜 準高冷地の立地条件を生かし、トマトなどの果菜類や、<u>葉菜類の産地育成に努めるとともに、多品目少量生産に<u>対応すべく</u></u>、直売施設の整備による地産地消の取組みを進める。</p> <p>ウ 果樹 基幹作物であるくりの産地<u>振興に向けて低樹高栽培の普及などによる</u>園地の近代化・省力化・高品質化を進め、生産性の向上を図る。</p> <p>エ 花き 切花、植木、花壇用苗木などの花き生産については、品目別に<u>生産施設や機械の整備</u>を図る</p> <p>オ きのご類 山間部の農業として、ヒラタケの施設栽培やシイタケ栽培が行われており、生産施設の整備並びに近代化を進め、高品質なきのこ生産に努める。</p> <p>カ 酪農 規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近</p>	<p>り)、花き、きのご類、酪農、養鶏などが中心となっている。 今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。</p> <p>ア 水稻 米づくりの基本技術の励行を徹底し、良質米の安定生産に努める。 また穀物乾燥調製施設の利用等機械化一貫体制等による生産の省力化及び生産組織の再編整備を図る。</p> <p>イ 野菜 準高冷地の立地条件を生かし、トマトなどの果菜類をはじめ、<u>葉菜類を中心に、生産及び集出荷施設の近代化を図るなど集団産地の育成に努めるとともに、多品目少量生産に対して直売施設の整備による地産地消の取組みを進める。</u></p> <p>ウ 果樹 基幹作物であるくりの既存産地を中心に、園地を近代化し、省力化を進めて、生産性の向上を図るとともに<u>集出荷施設を整備する。</u></p> <p>エ 花き 切花、植木、花壇用苗木などの花き生産については、品目別の産地づくりを積極的に推進し、生産施設の近代化と併せて<u>集出荷施設の整備</u>を図るものとする。</p> <p>オ きのご類 山間部の農業として、ヒラタケの施設栽培やシイタケ栽培が行われており、生産施設の整備並びに近代化を進め、高品質なきのこ生産に努める。</p> <p>カ 酪農 規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近</p>
--	---

<p>代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化及び家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。</p> <p>また、消費者の畜産に対する理解を促進するため、畜産ふれあい体験を推進する。</p> <p>キ 肉用牛</p> <p>規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設及び家畜排せつ物処理施設について、近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進する。</p> <p>ク 養鶏</p> <p>飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。</p> <p>② 中部農業地帯</p> <p>この地帯の農業生産は、水稻、野菜、果樹、花き、酪農が中心であり、都市部への野菜、果実等の供給地としての役割が期待されている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。</p> <p>ア 野菜</p> <p>都市近郊の立地を活かした産地を育成するとともに、生産・集出荷・直売施設の近代化と組織化を図る。</p> <p>イ 果樹</p> <p>この地帯の基幹作物となっているぶどうは、栽培施設の高度化等により栽培管理、防除、収穫などの作業の省力化や消費者ニーズに対応した新品種の導入を進めるとともに、高品質化、販路の拡大など、販売力の強化を図る。</p>	<p>代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化を推進する。</p> <p>また、消費者の畜産に対する理解を促進するため、畜産ふれあい体験を推進する。</p> <p>キ 肉用牛</p> <p>規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設及び家畜排せつ物処理施設について、近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進する。</p> <p>ク 養鶏</p> <p>飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。</p> <p>② 中部農業地帯</p> <p>この地帯の農業生産は、水稻、野菜、果樹、花き、酪農が中心であり、今後とも都市近郊における野菜、果実等の供給地としての役割が期待されている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。</p> <p>ア 野菜</p> <p>都市近郊としての立地条件を生かした産地を育成するとともに、生産・集出荷・直売施設の近代化と組織化を図る。</p> <p>イ 果樹</p> <p>この地帯の基幹作物となっているぶどうは、近代化施設の整備等により防除、収穫などの作業の省力化、共同化を進めるとともに、集出荷施設など販売の合理化に必要な施設整備を進める。</p>
--	---

<p>ウ 花き 切花を中心とした専作経営が多いことから、施設の近代化や省力化に努める。</p> <p>エ 酪農 規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化及び家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。</p>	<p>ウ 花き 切花を中心とした専作経営が多いことから、施設の近代化や省力化に努めるとともに、<u>集出荷施設の導入により産地の育成を図る。</u></p> <p>エ 酪農 規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化及び家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。</p> <p>また、<u>消費者の畜産に対する理解を促進するため、畜産ふれあい体験を推進する。</u></p>
<p>③ 南河内農業地帯 この地帯の農業生産は、石川流域の平地の野菜と金剛葛城山系の山間・山麓部の果樹を基幹作目として行われている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。</p> <p>ア 野菜 果菜類、葉茎菜類等の栽培が盛んであるが、都市近郊の<u>優位な</u>立地条件を<u>活かす</u>ため、近代的な施設の導入と生産出荷体制の強化により集団産地を育成する。</p> <p>イ 果樹 ぶどうの<u>生産地</u>は、金剛葛城山系の傾斜地に集団化しており、<u>栽培管理、防除、収穫</u>等の作業の省力化や<u>消費者ニーズに対応した新品種の導入</u>を進めるとともに、<u>高品質化や販路拡大などの販売力強化を図る。</u> みかんは、<u>園地整備等により省力化や高品質化を進め、産地の再編に努める。</u></p>	<p>③ 南河内農業地帯 この地帯の農業生産は、石川流域の平地の野菜と金剛葛城山系の山間・山麓部の果樹を基幹作目として行われている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。</p> <p>ア 野菜 果菜類、葉茎菜類等の栽培が盛んであるが、都市近郊として<u>の立地条件を生かすため、今後とも近代的な施設の導入と生産出荷体制の強化により集団産地を育成する。</u></p> <p>イ 果樹 ぶどうは、金剛葛城山系の傾斜地に集団化しており、<u>防除等の作業の省力化、共同化を進めるとともに、集出荷施設の整備等による販売の合理化を図る。</u> みかんは、<u>みかん等果樹園転換特別対策等により、急傾斜地の伐採・園地転換が進み、作付面積が減少しており、今後、品質の向上や産地の再編に努める。</u></p>

<p>また、いちじくやももの産地が形成されているので、都市近郊の特産果実として、完熟栽培等の品質向上を図る。</p> <p>ウ 花き 花壇用苗木や鉢物を中心に、施設の近代化や省力化に努める。</p> <p>エ 養鶏 飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する</p> <p>④ 泉州農業地帯 この地帯の農業生産は、平坦地の野菜と和泉葛城山系の山間・山麓部を基幹作目として行なわれているほか、花き、酪農の団地も形成されている。</p> <p>今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。</p> <p>ア 野菜 泉州キヤベツや水なすをはじめ、多くの指定産地の栽培が盛んであり、近代的な施設の導入と生産出荷体制の強化により集団産地を育成する。</p> <p>イ 果樹 <u>みかんは、最盛期に比べる</u>と作付面積が減少したが、なおこの地の山間丘陵地はみかんの主産地であり、栽培管理、収穫物の搬出労力の軽減を図るため、土地基盤の整備を行うとともに、一定規模の集団園を作業単位に、共同防除施設、土壌管理機械、作業運搬機械などの生産施設等の整備を実施し、省力化を推進する。</p>	<p>また、いちじくやももの産地が形成されているので、都市近郊の特産果実として、完熟栽培等の品質向上を図る。</p> <p>ウ 花き 花壇用苗木や鉢物を中心に、施設の近代化や省力化に努める。</p> <p>エ 養鶏 飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する</p> <p>④ 泉州農業地帯 この地帯の農業生産は、<u>泉北・泉南地域の平地の野菜と和泉葛城山系の山間・山麓部の果樹を基幹作目として行なわれているほか、花き、酪農の団地も形勢されている。</u></p> <p>今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。</p> <p>ア 野菜 <u>なにかわ特産品である泉州キヤベツや水なすをはじめ、多くの指定産地を有するなど、野菜の栽培が盛んであり、今後とも近代的な施設の導入と生産出荷体制の強化により集団産地を育成する。</u></p> <p>イ 果樹 <u>みかん等果樹園転換特別対策等により作付面積が減少したが、なおこの地帯の山間丘陵地はみかんの主産地であり、栽培管理、収穫物の搬出労力の合理化を図るため、土地基盤の整備を行うとともに、適切な一定規模の集団園を作業単位に、共同防除施設、土壌管理機械、作業運搬機械など、収穫物の搬出労力の合理化を図るため、土地基盤の整備を行うとともに生産施設等を整備し、省力化を推進する。</u></p>
---	--

<p>また、流通の改善を図るため、広域的な集選果施設及び貯蔵施設の整備を推進する。</p> <p>さらに、ももなどの多彩な果実生産が行われており、都市近郊の特産果実として完熟栽培等の品質向上を推進する。</p> <p>ウ 花さき きくを中心に球根切花、鉢物があることから、近代的な生産施設の整備を図り、主産地の形成及び産地の集団化を推進する。</p> <p>エ 酪農 規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化及び家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。</p> <p>オ 肉用牛 規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。</p> <p>カ 養豚 飼養規模に応じた省力かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。</p> <p>キ 養鶏 飼養規模に応じた省力かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。</p>	<p>また、流通の改善を図るため、広域的な集選果施設及び貯蔵施設の整備を推進する。</p> <p>さらに、ももなどの多彩な果実生産が行われており、都市近郊の特産果実として完熟栽培等の品質向上を推進する。</p> <p>ウ 花さき きくを中心に球根切花、鉢物があることから、近代的な生産施設の整備を図り、主産地の形成及び産地の集団化を推進する。</p> <p>エ 酪農 規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化及び家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。</p> <p>また、消費者の畜産に対する理解を促進するため、畜産ふれあい体験を推進する。</p> <p>オ 肉用牛 規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。</p> <p>カ 養豚 飼養規模に応じた省力かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。</p> <p>キ 養鶏 飼養規模に応じた省力かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。</p>
---	--

<p><b>(3) 広域整備の構想</b></p> <p>農業近代化施設の広域的整備に<u>あ</u>たっては、農業地帯別の生産動向を<u>把握しつつ進めるものとするが</u>、南河内地域の山間・山麓部から泉州地域の山間部を結ぶ基幹農道の整備との<u>相乗的な効果を発揮すべく</u>、集出荷施設の計画的な整備及び生産販売体制の確立に努める。</p>	<p><b>(3) 広域整備の構想</b></p> <p>農業近代化施設の広域的整備に当たっては、農業地帯別の生産動向に即しながら進めるが、南河内地域の山間・山麓部から泉州地域の山間部を結ぶ基幹農道の整備との<u>整合性を保ちつつ</u>、集出荷施設の計画的な整備及び生産販売体制の確立に努める。</p>
---	--



**第 7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項**

(1) **農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向**  
 府内の農家数は一貫して減少傾向にあり、特に販売農家数の減少が著しい状況である。一方、販売金額 1,500 万円以上の農家は僅かに増加しており、企業の農業経営者の育成をはじめとする主力農業者を確保・育成するとともに、準農家制度により就農を希望する人や、企業や農業者以外が農業参入するために必要な基盤整備及び施設整備に対する支援を進める。  
 また、6 次産業化や直売・交流型農業への取組みなど、多様な形態の農業生産・販売活動が活発化してきており、農業者のニーズに対応した施設整備を推進する。

(2) **農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備**  
主力農業者の育成及び確保を目的として、営農意欲が高い農業者に対し、生産、流通、加工、販売、交流等の機能を有した機械及び施設の整備を推進するとともに、高収益な作物及び栽培体系への転換を希望する農業者に対し、必要な施設整備に対する支援を行い、収益力強化並びに生産力向上に向けた取り組みを推進する。  
 また、農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化により経営規模拡大を計画している地域の中心的な経営体に対しては、重点的に支援を行う。

**第 7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項**

(1) **農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向**  
 府内の農家数は一貫して減少している。一方、農業従事者に占める 60 歳以上の者や女性の割合は増加傾向にある。そのため、主業的農業者に加え、小規模でも地産地消に取り組み大阪版認定農業者を育成・支援していく必要がある  
 また、農業生産法人を含む新規参入が増加傾向にあるほか就農希望者や I・Uターン等による就農相談件数も同様の傾向にある。さらに、農家女性の農産物加工等による起業化や直売・交流型農業の取組みなど、多様な形態の農業生産・販売活動が活発化してきており、これらに伴う IT を活用した情報提供システム、直売施設や農産物加工施設等の整備を推進する。

(2) **農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備**  
 主業農家の経営安定化を主たる目的として、環境農林水産総合研究所・農業大学校や大阪府立大学との連携のもと、先進的な農業生産技術指導のほか、農業生産法人化への指導、環境保全型農業技術指導など、一連の指導・情報提供を一元的に行なう機能の構築を図る。  
 具体的には、4 つの農と緑の総合事務所を中心に、食とみどり技術センター、農業大学校や大阪府立大学と連携し、農作業の省力化、栽培技術の導入に向けた機械装置等の開発普及、IT を活用した情報提供システムの構築など生産・経営技術の改善に向け、計画的な施策の推進に努める。  
 また、効率的かつ安定的な経営体が地域農業の主力を担う農業構造を確

<p>さらに、集出荷場や農産物加工室、直売施設、共同利用機械など共同利用施設等の整備を推進し、生産コスト低減と高品質化を図る。</p> <p><u>農作物の鳥獣害被害が著しい地区においては、侵入防止柵や捕獲機器の設置等による効果的な防除対策実施に対する支援を行い、安定した農業経営に寄与する。</u></p> <p><b>(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動</b></p> <p>担い手の育成・確保に向け、<u>農業次世代人材投資事業、青年等就農資金やスパーパーL資金</u>をはじめとした制度資金の活用を推進する。また、農地の円滑な取得等による利用集積を図るため、農業委員会等との連携により農用地に関する情報の収集と提供を行なう。</p> <p>地域の農業が目標とすべき技術や知識、経験を持つ優秀な農業者を、府内の多様な担い手の育成リーダーとして「農の匠」に認定し、そのリーダーのもとへの農業実習生の受け入れをすすめるほか、地域農業の担い手として他産業並みの所得を得ることを目指す「認定農業者」に対しては、<u>大阪府担い手育成総合支援協議会</u>による経営改善のための研修会等の開催や情報提供を行なう。</p> <p>また、大阪府では小規模な農業者の多い実態を踏まえ、国の認定農業者に加え、地産地消に取り組み小規模な農業者を「大阪版認定農業者」として認定して<u>おり</u>、<u>農業者の積極的な取り組みに対し</u>育成支援することで、<u>地産地消の推進や大阪エコ農産物の推進を図る。</u></p> <p><u>高齢化や担い手不足に伴う荒廃農地の発生や、農業生産力の低下を防止</u></p>	<p>立するため、高付加価値産業化に必要な生産施設、加工施設、流通施設等の整備を支援していく。</p> <p>さらに、集出荷場や農産物加工室、直売施設、共同利用機械など共同利用施設等の整備を進めるほか、農作業委託制度のさらなる普及を図るため、J Aグループ等の積極的な事業展開を支援する。</p> <p>また、非農業者の農業参画や就業意欲の高まりに応えるため、農作業を取り入れた農業講座を継続実施するほか、農業大学校などの教育・研修期間の一層の充実をめざす。</p> <p><b>(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動</b></p> <p>担い手の確保・育成に向け、就農支援資金をはじめとした制度資金の活用の推進を図る。また、農地の円滑な取得等による利用集積を図るため、農業委員会等との連携により農用地に関する情報の収集と提供を行なう。</p> <p>地域の農業が目標とすべき技術や知識、経験を持つ優秀な農業者を、府内の多様な担い手の育成リーダーとして「農の匠」に認定し、そのリーダーのもとへの農業実習生の受け入れをすすめるほか、地域農業の担い手として他産業並みの所得を得ることを目指す「認定農業者」に対しては、<u>農業経営改善支援センター</u>による経営改善のための研修会等の開催や情報提供を行なう。</p> <p>また、大阪府では小規模な農業者の多い実態を踏まえ、国の認定農業者に加え、地産地消に取り組み小規模な農業者を「大阪版認定農業者」として認定し、育成支援することで地産地消の推進や大阪エコ農産物の推進を図る。</p> <p>農業の担い手不足に伴う遊休農地の増大や農業生産力の低下を防止する</p>
--	---

<p>するため、農作業の受委託等を一層促進し、必要な農業機械等整備の支援を進めて、営農組織の育成を図る。一方で、企業や新規参入者を確保・育成するため、<u>経営力向上のための研修会等を開催するとともに</u>、必要な情報の一元化を図り、関係機関との連携のもと、<u>農業者のニーズに応じた</u>支援を行なう。</p> <p>また、<u>農業者の労力軽減を進めるため</u>、省力化技術の開発、多品目少量生産に対応した直売活動などへの指導援助を行うほか、起業化、法人化の推進、家族の就労条件を整備するための家族経営協定の普及に努める。</p> <p>将来の担い手育成に向け、児童・生徒等の農業に対する理解を深め、職業観を醸成するために、教育委員会や<u>J Aグループ</u>と連携した学校教育田などの<u>取り組み</u>を推進する。</p>	<p>ため、農作業の受委託等を一層促進し、必要な農業機械等整備の支援を進めて、営農組織の育成を図る。一方で、企業や新規参入者を確保・育成するため、必要な情報の一元化や就農の実現に向け、関係機関との連携のもと、研修の推進、情報提供、技術支援及び制度資金の相談や支援を行なう。</p> <p>また、農業担い手の高齢化等を踏まえた省力化技術の開発、多品目少量生産に対応した直売活動などへの指導援助を行うほか、起業化、法人化の推進、家族の就労条件を整備するための家族経営協定の普及に努める。</p> <p>将来の担い手育成に向け、児童・生徒等の農業に対する理解を深め、職業観を醸成するために、教育委員会と連携した学校教育田などの農業教育を推進する。</p>
--	--



**第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項**

**(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標**

府内の農村部は、大阪大都市圏に内包されており、集団的な農用地が少なく、農外就業機会に恵まれていることから、販売農家に比べ自給的農家の割合が多い。

今後は、農業生産基盤、農業近代化施設等の整備を進め、農作業の省力化への取り組みを進めるとともに、地域の特産物や恵まれた自然条件を活かし、直売所等を拠点とした地産地消を推進し、地元における安定就業を促進する。

**(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想**

(1)の目標を踏まえて、農業労働に、他産業並みの休日や労働時間といったゆとりをもたらずよう、高性能機械の導入や農業機械のオペレーター集団の育成、農作業の受委託制度の取り組みを推進する。

さらに、荒廃農地の発生が懸念される地域においては、農業生産を担うとともに農地管理等を行う農業生産法人や、新たな形態の経営体の育成、並びに企業参入等を図り、地域の就業機会が確保されるよう努めるものとする。

また、身近に「農」がある豊かな府民生活の実現のため、都市と農村の交流をさらに進め、都市住民の農業・農空間への理解を深めることが今後の農業振興に寄与することから、拠点となる直売所や地域資源を利用した観光農園をはじめとする多様な農業経営の形態を推進し、地元における安

**第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項**

**(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標**

府内の農村部は、大阪大都市圏に内包されており、安定的な農外就業機会に恵まれていることから第2種兼業農家率が高い。

今後は、農業生産基盤、農業近代化施設等の整備を進め、農業者の省力化を図るほか、地域の特産物や恵まれた自然条件を生かして、地元における安定就業を促進することにより、農用地流動化方策の推進と併せて農業構造の改善を図るものとする。

**(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想**

(1)の目標を踏まえて、農業労働に、他産業並みの休日や労働時間といったゆとりをもたらずよう、農業機械のオペレーター集団の育成や農作業へルバパー制度の整備を行なう。

さらに、農地の遊休化が懸念される地域においては、農業生産を担うとともに農地管理等を行う農業生産法人や新たな形態の経営体の育成を図り、地域の就業機会が確保されるよう努めるものとする。

また、恵まれた自然条件と都市住民の緑や自然に親しみたいというニーズの高まり等を勘案し、都市と農村の交流をさらに進め、都市住民の農業・農空間への理解を深めることが今後の農業生産の向上に寄与することから、都市と農村の交流の拠点となる直売所や地域資源を利用した観光農園

<p>定的な就業の場の確保を図る。</p> <p>なお、施設等の整備に<u>あ</u>たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の保全及び生産性の向上対策に配慮して行う<u>とともに、既存ストックの活用も視野にいれ</u>たうえでの<u>取り組みを進める</u>。</p>	<p>をはじめとする、観光農林業を積極的に振興して、地元における安定的な就業の場の確保を図る。</p> <p>なお、施設等の整備に当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の保全及び生産性の向上対策に配慮して行うものとする。</p>
---	--

## 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

本府では、著しい都市化の進展の中で、都市と農村の混在化という状況が生じている。

農村内における混住化や兼業化の進行は、府民の職業や生活意識の面で多様化をもたらし、従来のような同質の住民構成のもとで構築された生産・生活・文化体系を維持することは困難になっている。

一方、今日、農村の持つ自然環境は、その多様な機能が評価されてきており、これを保全・活用することへの府民の期待は高まってきている。

このような状況の中で、農村が健全に発展し、地域社会に根付いた大阪農業の確立をめざし、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行うとともに、熟練農業者からの技術の継承や農村家庭の支えあいなどを通じて、農家はもろろん地域社会全体としての連帯感を醸成し、みどり豊かな景観や伝承・文化を持った活力ある農村社会を創り上げていくことが肝要である。

このため、都市と農村の交流拠点となる集会施設、農村広場、農村公園等の施設の整備を進め、地域農業の再編成はもとより、農業従事者の福祉の向上、健康増進、文化的活動の促進を図り、併せて地域における快適な定住条件の確保及び農業後継者の育成等に資するものとなるよう努める。

以上の基本的な考え方にに基づき、施設の整備構想を定めるにあたっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に努めるとともに、都市と農村の共生をめざし、次により施設の適正かつ効率的な整備を図るもの

## 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

本府では、著しい都市化の進展の中で、都市と農村の混在化という状況が生まれた。

また、農村の混在化や兼業化の進展は、住民の職業や生活意識の面で多様化をもたらし、従来のような同質の住民構成のもとで構築された生産・生活・文化体系を維持することは困難になっている。

一方、今日、農村の持つ自然資源の多様な機能が評価されてきており、これを保全・活用することへの府民の期待が高まっている。

このような状況の中で、農村が健全に発展し、地域社会に根付いた大阪農業を確立していくためには、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行い、また、高齢者の技術の継承や農村家庭の支えあいなどを通じて、農家はもろろん地域社会全体としての連帯感を醸成し、みどり豊かな景観や伝承・文化を持った活力ある農村を創り上げていくことが肝要である。

このため、これら地域住民の積極的な参加を得ながら、集会施設、農村広場、農村公園等の施設の整備を進め、地域農業の再編成はもとより、農業従事者の福祉の向上、健康増進、文化的活動の促進を図り、併せて地域における快適な定住条件の整備及び農業後継者の確保にも資するものとなるよう努める。

以上の基本的な考え方にに基づき、施設の整備構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に十分留意するとともに、地域社会への住民の参加意識の醸成及び地域住民との協調にも資するよう

<p>とする。</p> <p>(1) 対象となる施設は、緊急性が高いものから順次計画的に着手することとし、利用者数や利用形態に応じた適正な規模とする。</p> <p>(2) 農空間特有の広がりのある空間や、豊かな緑を十分活かす等、自然環境条件等に応じて、類似施設との機能分担を明確にし、併せて地域特産物の有効活用が図られるよう地域の特性に応じたものとする。</p> <p>(3) 整備する施設は、地域の農業振興に寄与するものを対象とするが、併せて農業従事者以外の地域住民に対する良好な生活環境の確保や農業従事者と地域住民との積極的な交流が図られるよう配慮する。</p> <p>(4) 施設の整備にあたっては、当該施設を利用する住民の自主的な参画により施設の維持管理及び運営が適正に行なわれるよう配慮する。</p>	<p>努めるほか、次により施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。</p> <p>(1) 計画の対象となる施設は、整備の緊急度が高く、利用見込人口等を考慮した適正な規模とする。</p> <p>(2) 都市には見られない広い空間、豊かな緑を十分生かす等、自然・環境条件等に応じて、類型施設との機能分担を明確にし、併せて地域特産物の活用が図られるよう地域の特性に配慮する。</p> <p>(3) 整備する施設は、その受益者が主として、農業従事者であるものを対象とするが、併せて農業従事者以外の地域住民に対する良好な生活環境の確保や農業従事者と地域住民とのコミュニケーションの増大が図れるよう配慮する。</p> <p>(4) 施設の整備にあたっては、当該施設を利用する住民の自主的な活動により施設の維持・管理及び運営が適正に行なわれているよう配慮する。</p>
--	---

## 第3号議案

### 部会の設置について

○運営要領（案）

**大阪府農業振興地域整備審議会**  
**おおさか農政アクションプラン評価・点検部会 運営要領（案）**

**第1 趣旨**

この要領は、大阪府農業振興地域整備審議会規則（平成24年大阪府規則例第250号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、大阪府農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）に設置するおおさか農政アクションプラン評価・点検部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

**第2 所掌事項等**

部会は、次の事項について調査審議する。

- (1) おおさか農政アクションプランの評価・点検に関すること
- (2) その他大阪農業の振興に関すること

**第3 組織**

(1) 部会は、規則第6条第3項の規定により、次に掲げる者で組織する。

- ① 大阪府農業振興地域整備審議会委員の職にある者 1名程度
- ② 規則第3条第1項第に規定する専門委員 2名程度

(2) 部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により、会長が指名する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

**第4 会議**

(1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(4) 第2の(2)、(3)、(4)に係る部会の決議については、規則第6条第5項に定めるところにより、審議会の決議とする。

(5) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

**第5 補則**

この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

**附 則**

この要領は、平成30年3月 日から施行する。